

No	意見
1	<p>機器の納入業者様からも、10月の納品が困難との連絡が来ております。</p> <p>昨今の半導体不足の影響と思われるが、具体的な実施時期は機器製造メーカー各社と十分お打合せの上、行って頂きたいと思っております。</p>
2	<p>業務で白ナンバー車5台以上を使用している会社が対象ですが、カバーできる範囲が狭すぎますよ。5台未満の小規模事業者は対象外、大手企業であっても通勤の運転は対象外、プライベートの運転は対象外・・・。</p> <p>飲酒運転の予防の趣旨は理解していますが、アプローチや政策が根本的に違うのではないかと思います。</p> <p>地元警察に詳細を確認しても、返答が二転三転するくらい現場は混乱して急いで検査機器を発注した結果がこれ。</p> <p>おまけに検査機器導入に対する補助金もない上に、10/1スタートに振り回されたのは一体何だったのか。怒りを通り越して呆れてしまった。</p> <p>休日の出張で朝四時出発でも、ルール通りやるなら上司など運転管理者へ電話連絡して起こして確認しないといけな</p> <p>い。</p> <p>別の人が出張で夜中25時に戻ってくるとすれば、管理者や別の人は再チェックしないといけな</p> <p>い。運転を生業とするところなら、そのための管理者の準備は難しくないですが、普通の企業では法律通りにするとコストかかりすぎて非常に困ります。</p>
3	<p>アルコール検知器を用いた運転前後の酒気帯び確認について意見を申し上げます。今回の新府令施行による実施延期には賛成致します。その上で、今後確認が義務化される際に再考いただきたい点を述べます。</p> <p>1. アルコール検知器の性能・精度を定義するか、本件に使用できるアルコール検知器を認定すべきではないか 府令ではアルコール検知器について「国家公安委員会が定めるもの」としていますが、その内容は機能を定義したもので、性能・精度については定義がされていません。アルコール検知器の認定制度もありません。メーカーの取扱説明書には「自動車の運転可否判断には絶対使用しないで下さい」と明記されたものもあります。</p> <p>このような中、府令はアルコール検知器を運転前後の酒気帯び確認に使用する事を求めていると考えられます。現在の状態では、性能・精度が不確かであるため、飲酒していないのにアルコール検知器が検知する事が想定され、運転しても問題ない者が運転できない事態が生じ、事業を行う上で多大なる影響が想定されます。性能・精度要件を満たしたもので、あるいは国家公安委員会が認定した物であれば、測定結果に従わなければならないと考えますが、そうでない場合には運転ができない事に納得できません。</p> <p>2. アルコール検知器による測定結果に対する運転の可否の判断基準を明示すべきではないか</p> <p>全てを調査したわけではありませんが、アルコール検知器で酒気帯びの確認を実施した場合の測定結果について言及しているのは千葉県安全運転管理協会(検知器が検知したら、数値を問わず酒気帯びと判断して運転不可)くらいで、多くの都道府県警は測定結果に言及していないと思われます。1.記載の通り、アルコール検知器の性能は問われていないので、測定結果の真偽が甚だ疑問な状態であると、各事業者が勝手な判断(例:検挙基準である0.15mg/L未満であれば運転可能など)をしてしまい、酒気帯び確認が意味をなさないと考えます。1.と併せて、警察庁が判定基準(例:微量でも検知したら運転不可など)を定め公表すべきと考えます。</p> <p>3. 通常勤務時間外での安全運転管理者側の労務について、労働時間としてカウントするよう通達すべきではないか</p> <p>緑ナンバー事業者は、事業活動を行う時間帯に管理者が事務所に常駐しているため、早朝、夜間、休日を意識せずに管理者による酒気帯び確認が可能ですが、白ナンバー事業者はそうではありません。現在は、早朝、夜間、休日の場合、管理者が携帯電話等で連絡を受け、電話口で確認していると思われるが、その労務については労働時間にはカウントできていないのではないのでしょうか?その場合は労働基準法違反となっているのではないのでしょうか?この点について厚生労働省はどのような見解をお持ちなのでしょうか?</p> <p>この辺りを確認整理し、適法状態となるよう、その運用を通達すべきと考えます。</p>

4	<p>今回の一部改正については、アルコール検知器の供給が間に合わないからとのことですが、4/1から行われている白ナンバーの事業用車でアルコールチェックが義務化によって、業務に無理が生じていることはご存じでしょうか。</p> <p>「自宅から取引先へ直行直帰するなど対面での酒気帯び確認が難しい場合は、カメラなどでドライバーの顔色や声の調子を第三者が確認するとともに、アルコール検知器でも測定しなければならない。」とのことで、深夜早朝にかかわらず対応になります。</p> <p>緑ナンバーの場合は事業所まで自家用車等で向かって、その際のアルコールチェックはなく、その際の確認する人の負荷は大幅に違います。管理者は24時間常に気かけなければならず、労働時間の負荷が格段に増えています。</p> <p>アルコール検知器の供給にめどがついた際には、自宅から取引先へ直行直帰する場合に関しては「対面=カメラなどでドライバーの顔色や声の調子を第三者が確認」の部分を現実の労働安全衛生法に沿った形で対応できるようお願いしたいと思います。</p>
5	<p>当初の道路交通法施行規則改正の趣旨として、昨年八街市で発生した飲酒運転を契機として検討されているものと承知をいたしております。</p> <p>今回の改正案において、「当分の間」アルコール検知機の利用の義務化を免除するとの記載がありますが、我々法改正に合わせて準備をしていたものからすると、非常に不合理な改正と思われます。</p> <p>言葉の定義として、「当分の間」と表記することによって、未来永劫義務化が起こらないのでは?と解釈されてしまう可能性もあり、具体的な期日を明記する、難しい状況であれば義務化の検討を3ヶ月毎に判断し、広く周知を行うなど、施行規則改正が難しくければ、運用でカバーして、本来の趣旨である飲酒運転による痛ましい事故を撲滅する方向性で検討をお願いしたいと考えております。</p>
6	<p>アルコールチェック管理に関しまして、「当分の間アルコール検知器の使用義務化に係る規定を適用しないこととする。」の当分の間とは、アルコール検知器が100%市場に回るまでだとは思いますが、現状それはどれくらい時間がかかる想定をされているのでしょうか。</p> <p>検知器が足りず延期というのは重々承知しているのですが、目安の延期期間がわかるとありがたいです。</p> <p>また、あくまでも当面の間延期するだけであり、アルコール検知器による検査の義務化そのものがなくなるといったことはないという認識でよろしかったでしょうか。</p> <p>既に導入した企業様や、アルコール検知器の製造業者、アルコールチェックの管理を円滑にできるサービスを開発されている企業など、既に何らかの動きをされている企業が大半かと思えます。</p> <p>そもそも義務化自体がなくなるとなった場合、それらの企業への影響は大きいものがあるかと存じますので、是非実施の方向で進めていただけますと幸いです。どうぞ、宜しくお願い致します。</p>
7	<p>法改正の問題点について指摘します。</p> <p>1 まずは、本法令に対して各都道府県公安の見解があやふやです。立ち合い検査できないケースについて、明確な飲酒検査の対応アドバイスがありません。各警察による事例も差異があります。これはおかしくありませんか。</p> <p>2. 白ナンバー事業者の営業マンは、場合として、早朝や深夜に突発的に直行直帰をする必要があります。例えば、トラブル発生時に修理に対応したりなどです。その際に、検査立ち合いできる社員は突発的には居ません。(TV電話でも勤務時間帯でなければ電話に出ません。)</p> <p>3. 月から金曜業務の企業では、土日に社用車が突発的に使われる事例について、検査立ち合い者が居ません。(わざわざ立ち合いの為に、安全運転監督者等を土日の休みにも勤務させる人員配置ができないと思われまます。)</p> <p>4. 小規模事業所(6名程度 車両5台)について、安全運転管理者が日常業務を兼務しており、検査立ち合いができません。中小零細企業では、こういう事業所が多いのではないのでしょうか。</p> <p>5. 本法令による罰則などが大変緩いため、監査等が実施されない状況であれば、よともに実施する中小企業零細企業があるのでしょうか。北海道の知床クルーズと同じで問題が残ります。せっかく法改正するのに検査も実施しないのであれば、中途半端じゃないのでしょうか。</p> <p>6. 国交省管轄として、航空事業者のアルコール検査は、検査の立ち合い者不要の自動(顔認証システム)による飲酒チェックが認められているのにも関わらず、なぜ、自動車は人的立ち合い検査が必要なのでしょう。そういう問題点があり、立ち合い者がいない場合に検査自体の実施ができないケースを増やしていると考えられます。改善を求めます。</p>

8	<p>アルコール検知器を用いた酒気帯び確認について</p> <p>1. いつから開始するのか明示すべき。</p> <p>アルコール検知器は確かに品薄ですが、10月の法改正に向けて対応できるメーカーが増えてきたのは事実です。ですので、無期限延期という形ではなく、例えば来年の4月からなど、明確な開始日を設けるべきです。法改正は飲酒運転による悲惨な事故がきっかけです。いつから始まるのか明確にしないと導入が進まず、結果的に法改正の趣旨と離れていくと考えております。</p> <p>2.対面もしくは対面に準ずる方法による酒気帯び確認は現実的に不可能なので見直すべき</p> <p>定時が9-18時の会社ですと、例えば残業やイレギュラーな深夜労働があった時に、安全運転管理者もしくはそれに準ずる人が定時で退社した場合、勤務時間外に酒気帯び確認を求めることになります。近年の働き方改革の流れと逆行しており、現実的にここまで厳密に酒気帯び確認を行う会社はほとんどないと考えられます。ですので、アルコール検知器使用時の顔写真記録等あとから酒気帯び確認できるというような非対面の場合でも対面に準ずるような運用ができる手段を認めるべきだと考えます。</p> <p>3. アルコール検知器導入を促進するための補助金を提示すべき</p> <p>事業者にとってはアルコール検知器を導入することはコスト増になります。電気代や資材高等、企業にとってさまざまな運用コストが上がっております。そのような中でアルコール検知器導入によるコスト増は企業この経営を圧迫します。ですので、補助金等で導入促進及び企業の負担を減らすべきだと考えます。</p>
9	<p>当事業所についても、5台以上の自家用車を事業用として使用しており、アルコール検知器による検査等の対象となっています。</p> <p>アルコール検知器の購入にあたり、インターネット等でどの機器が良いのか探していたところですが、アルコール検知器の多くが使用期限1年となっており、毎年買い替えが必要となるため、今回延期を申し出ているメーカーにおかれましては、もう少し使用期限や使用回数の多いモデルを（価格も安く）出してもらいたいです。</p> <p>また、報道では半導体不足に伴う機器の不足とされていますが、当所でも25台ほどの購入を予定していますが、いまのところ在庫は十分あるように見えることから、申し出は一部のメーカーのわがままのようにも思えます。</p>
10	<p>白ナンバー事業者における車両管理担当をしている者です。</p> <p>アルコール検知器を導入後も法令の文面を見れば、「対面に準じた方法（電話等）」が求められるようですが、当社においては、営業車の使用者は直行直帰をしている者が大半であり、利用開始は早朝と利用終了は深夜にて車両利用しております。</p> <p>リモート形式の実施においては、クラウド上で正確な検知時間が管理され、かつアルコール検知された場合は管理者へメール配信されるような仕組みとなっていれば、法の趣旨からいう「アルコールを服用していない」という目的が果たされると考えます。</p> <p>現実的に通話等の状態は困難な時間帯もありえますので、柔軟な運用の提示を求めます。</p>
11	<p>弊社は訪問介護事業を主に営んでいる会社です。</p> <p>訪問介護事業所の多くがそうかと思いますが、職員（登録制ヘルパー）が自分の車両を使用し訪問介護業務を行っている場合が多く、今回の法改正によりそのような車両であっても管理台数に含まれるためアルコール検査が義務化されました。</p> <p>しかしながら、直行直帰が主な登録ヘルパーの車両が会社の管理下にあるという考え方に違和感があります。</p> <p>また、訪問介護や訪問看護は営業時間が決まっているわけではなく、日中だけでなく早朝や夜間帯にも業務があり、それに対応する直行直帰の職員一人一人と連絡を取り確認を取るために安全運転管理者の業務拘束時間が長くなり、賃金の追加発生や労務管理といった問題も並行して起こります。</p> <p>介護報酬は事業者毎に自由に決められるものではなく、業務負担が増える分、利益が圧縮され経営に影響がでることは避けられません。</p> <p>特定の業種だけ便宜を図るということはいかなる場合でもできないかと思いますが、社会資源に影響してくる可能性もあるため、再考をお願いできればと思います意見をいただきました。</p>

<p>12</p>	<p>まず、すべての事業所においてアルコール検知を運転後に行うことが、どれほどの予防的効果があるのか疑問である。確かに運転手にしてみれば、運行後にアルコール検知があるから運転中に飲酒はしないでおうという意識を持たせることができるかもしれないが、そういうことを考えられる者(大半の運転手)は、運転中に飲酒などしない。過去に問題を起こした者も、事故が起きたら首になることがわかっていてそれでも飲酒をしたのだから。また、アルコール検知器を使った時でも対面での確認を義務付けることも現実的に意味がない。</p> <p>普段の運転手の状況を知らない安全運転管理者が、対面で飲酒状況を気付けるはずがない。とりわけ、安全運転管理者不在時に帰社した運転手は安全運転管理者等に電話等で連絡し、安全運転管理者等は、声色等で確認することは、現実的に不可能である。</p> <p>またその際、アルコール検知した結果を報告することとしているが、嘘を報告されればそれまでである(実際に飲酒したものが正直に報告するとは思えない)。</p> <p>令に規定されたとおりの対応を額面通り実施することは、安全運転管理者等の負担を増やすだけで、得られる効果の少ないザル法であるように思う。</p> <p>特に、運転手がいなくて業務上支障がでるような部署においては、検知結果が正しく記録されるとは限らない。それも運行後の検知結果については、その運転の際に事故等がなければ、なおさら。</p> <p>また、アルコール検知器について、国家公安委員会が定めるものを使用するとあるが、その内容として、「呼気中のアルコールを検知し、その有無または濃度を警告音や警告灯、数値等によって示す機能を有する」と知った。先日購入した検知器は製品カタログに「国家公安委員会が定めるものとして使用可」と記載があったもので、前述の機能を有していたが、実際に使ってみると、吹き付けた呼気の量が少なくても(吹き付けなくても)、グリーンで0.00と表示されるもので、5秒以上吹き付けなければ、正しく測定できないものであった。そのような検知器では検知する意味がない(不安であれば吹き付ける量を意識的に少なくすればよい)。</p> <p>また、過去の記録が保存されないものであれば、前述の安全運転管理者等不在時の報告で虚偽報告を確認できない。国家公安委員会が定める基準をもっと現実的に詳細にするべきである。</p> <p>検知結果と検知日時が記録される検知器を使用した際は、運行後の確認は検知器のみでもいいのではないか(安全運転管理者等による確認は事後確認でも可とする)。</p>
<p>13</p>	<p>従業員数約400名の総務課に勤務しています。事業所が10拠点あります。</p> <p>4月から目視による飲酒確認は概ね実施していますが、アルコール検知器の導入はコスト面で費用負担が大きいため10月まで見送る考えです。</p> <p>この度、アルコール検知器の義務化を延期すると知り、有難く思います。</p> <p>希望としては、このまま義務化せず、『検知器の使用は努力義務』とするよう要望します。</p> <p>理由は費用負担の増加です。初期費用もさることながら、約1年毎に買い替えが必要という負担が多すぎます。飲酒運転による事故撲滅は重要課題ですが、『現在の目視のみでも充分な抑止効果がある』と私は考えます。</p> <p>何卒、ご検討よろしく申し上げます。</p>
<p>14</p>	<p>最近のアルコール検知器の供給状況等を踏まえ、当分の間、安全運転管理者に対するアルコール検知器の使用義務化に係る規定を適用しないこととすること上記に対する意見。</p> <p>法改正を見越して多くの業者がアルコール検知器を売り込もうとしてダイレクトメールや直接事業所に訪問してきたりしているが、検知器の精度や能力がどの程度であれば法を満たすのかがよく分からない。</p> <p>これらの使用を義務化するのであれば、国が機器の認定を行い、認定を得た機器のみが流通するような制度を作ってほしい。</p> <p>検査対象運転者の範囲が不明確だ。</p> <p>例えば、自動車教習所で教習用自動車を運転する際、個々の教習生は運転前にアルコール検知器による検査が必要なのか？</p> <p>また教習を行う教習指導員は運転はしないが教習生の運転を指導する立場にあり、これらの者も毎時間検査が必要なのか？複数教習を行う場合、教習途中で複数の教習生が運転を交代するが、その都度アルコール検知器による検査が必要なのか？等々、細かな運用規定が整備されていないために現場が混乱するおそれがある。</p> <p>義務化するのであればこうした細かな点についても規定を整備した上で実施してほしい。</p>

15	<p>通称白ナンバーのアルコールチェックについて実施意義は大賛成です。ただしリアルタイム点呼はサービス業(弊社だと機械修理業)を行っている零細企業の実態を考慮されていません。今回の件と同時に零細企業に対するリアルタイム点呼を何とか改善をお願いします。弊社では機械修理業のため修理が終わらないと帰れません。(トヨタグループ各社様の生産を少しでも早く復旧するためです) ほとんどが2人以上で行くのでお互いが出発前 帰社後にリアルタイム点呼を実施すればいいのですが、1人で行くときは誰かが対応しないといけません。そのために誰かが深夜や早朝に電話で起きて対応する必要があります。そんなことを社員にやらせたら給与の問題 労務管理の問題もありますし何より会社を辞めます。したがってすべて私が深夜も早朝も全部対応しています。本来すべての工事2人以上アサインできればいいのですが、人員や他の工事の問題や突発だと休みの問題もあり一人で行かざるえない状況です。警察庁に問い合わせをしても「点呼実施者を決めたのは貴社ですよね」「他社ではできています」というだけで聞く耳も持ちませんしHPで問い合わせをしても返事すらありません。</p> <p>「他社ではできています」と言いますが一部上場企業の大手企業でも現実できておらずやれるときはやるけど深夜や早朝はあきらめてやったことにしているという企業ばかりです。サービス部門の従業員が何千人、何百人という一部上場企業ができないものを弊社のような社員20人程度の会社がどうやって仕組みでやるのでしょうか? 結果社長にもやらせるわけにはいかないのわたくしがすべてやっています。</p> <p>現実に沿った形でリアルタイム点呼を再検討してください。現実問題として修理業(他の業種でもあると思います)では実施不可能です。違反企業を増やすか誰かが犠牲になって24時間365日電話を抱えて対応するしかありません。警察庁の広報課からは深夜や早朝といってもたった5分程度で終わりますよね? そんなのに残業が発生するのですか? そんなに大変と思えないのですか? と回答されました。逆に発生しないのですか? やらせるのが当たり前ですか? あきらかに他人の回答です。週何回も深夜や早朝に点呼のために電話で起こされるみになってください。そうじゃなくてもお客様の夜勤担当者は機械が壊れると申し訳なさそうに私の携帯に電話してきます。大企業みたいに24時間稼働のコールセンターがあるわけでもなく、深夜や早朝も業務が日々ある会社とも違います。結果私がすべて犠牲になっています。(役職者ですので一番犠牲になるのは当たり前ですが)本当になんとかしてください。リアルタイム点呼は非常に多くの法令違反企業を現在も作っています。完璧にやっているのは私の知っているかぎり、弊社のようなサービス業の会社では0です。(運輸業等もともと24時間体制勤務の会社を除く)この現実を知ってください。全部の企業を違反として捕まえるおつもりですか? 繰り返しお伝えします。一部上場企業ですらベストエフォートで努力できる範囲はやるけど深夜や早朝は管理者の負荷が高すぎてやらせることはできないとあきらめているんです。本当に現実を理解してください。一部の企業や超大手だけの意見、理論上や紙だけで意見を有識者やコンサルタント、現場を知らない政治家や公務員だけで話を決めないでください。本当に助けてください。お願いします。そして聞く耳を持たない体制(特に広報課)はやめてください。残業にならない、そんなに大変と思えないのですか? と回答するのは素人も何も真剣に考えていないやりの証拠です。労働基準法違反を警察がどうどうというのも本当におかしいです。本当にできると思うなら警察庁のどなたか一人交番勤務の方が車両に乗る、戻ってくるたびに点呼を24時間数か月受けてみてください。そしてパブリックコメントで意見を言ってくださいとか意味のない回答をするのはやめてください。毎日パブリックコメントを見ているわけではありません。そしてパブリックコメントはプッシュ配信もされませんし零細企業には情報すら来ません。</p>
16	<p>地方公務員です。職員は2,000人超、公用車は本庁だけで100台近くあります。</p> <p>法改正に伴い飲酒検知が始まりましたが朝の始業時には一斉に職員が出向するため、アルコール検知器4台には長蛇の列。それも安全運転管理者は別室にいて現認せず、数値の結果を測った本人から自己申告させ、出庫させています。</p> <p>また就業時間を過ぎると安全運転管理者は退庁するため、帰庁が定時を過ぎると入庫時の飲酒確認を所属長が代行するため、最後の一人が帰って来るまで課長は退庁できません。</p> <p>しかも各所属には検知器がないため、このコロナ禍の最中、マスクを外して直接呼気を嗅いで飲酒の有無を確認しています。</p> <p>確かに先回の事故は悪質で言語道断ですが、同様の事故の再発防止のために取り組む手段としては影響と効果が合っていないと思います。</p> <p>各警察署では24時間公用車が出向していると思いますが、都度都度出向の前後に管理者が常駐して呼気検査してるんですね。</p> <p>所轄の警察も白ナンバーの車、5台以上ありますが、駐在さんは事件で出向するとき一旦、本署に行行って管理者の呼気検査を受けて現場に向かうんですね。</p> <p>警察車両には除外規定とかあって、違法性はないんでしょうが、社会活動の影響を考えると、なんだかナンセンスだと思います。</p>
17	<p>安全運転管理者選任事業所で働いている者です。</p> <p>弊社では今春から車で外出や出張先でのレンタカー使用時に、運転前後でのアルコール検査と書類提出が義務付けられました。</p> <p>法令化に伴い前倒して実施するとの説明がありましたが、業務内容から考えても仕事が煩雑になっただけでアルコール検査をする意味がわかりません。</p> <p>法制化された経緯から一罰百戒の典型例です。</p> <p>バトカーや救急車が緊急出動するときにアルコール検査をするのでしょうか? また、そのような運転者が勤務中にアルコールを飲むと考えているのでしょうか?</p> <p>役所から仕事で外出する時もアルコール検査をしなければならないと捉えているのでしょうか?</p> <p>弊社も同様に、仕事でアルコールを飲むことは考えられません。</p> <p>一網打尽に法の網をかけるのではなく、業種を絞ったり、警察や行政が行うべきことがあるはずですよ。</p> <p>仕事の邪魔をするような安易に作られた法律は訂正を希望します。</p>
18	<p>義務化対象は「緑ナンバーの車」だけで良いです。</p> <p>全企業が対象だと、実務が煩雑で労働時間増加、無駄なことに労力を強いられます。このようなことをしていると日本の経済がおかしくなります。</p>

<p>19</p>	<p>随分前から半導体不足が報道されていたなか、10月1日の施行まで3ヶ月をきったこのタイミングまで、アルコール検知器の生産が間に合わないことを把握できなかったのでしょうか。まずは発表が遅すぎる。</p> <p>発注も済ませ、高額を投じているのに急に方向転換し、やっぱりやめたなどはないのか不安になる。随分前に県警などに問い合わせたが、実施日に変更がないとのことだった。</p> <p>そのような問合せも全く受けていないとの回答だった。また施行の再開期限も明確にしておらず、現行のやり方で引き続き管理していくつもりなののでしょうか。</p> <p>機器を使用しない目視や聞き取り確認では限界を感じる。見た目などではわからないことも多く、かといって近くについて息を嗅ぐなど、コロナ感染対策にも反する。</p> <p>形骸化していてもおかしくないし、その責任だけを押し付けるのは如何なものか。車を運転するごくわずかなでできない人に合わせる今回の法改正には無理を感じざるを得ない。</p> <p>本来であれば車にセンサーをつけて、アルコールを検知すればエンジンがかからないように、抜本的に仕組みを変えない限り飲酒運転は無くならないだろう。</p> <p>このような企業に丸投げするような法律を急いで改正しても世の中はかわらないだろう。</p>
<p>20</p>	<p>お世話になります。</p> <p>運転代行を営むものです。</p> <p>今回のパブリックコメント募集には当てはまらないかもしれませんが、関連しますので送らせていただきます。</p> <p>今回、5台以上が検知器による検査が義務付けられました件賛成ですが、なぜ5台以上なのでしょう。</p> <p>過去業界役員をしていた経験があり、いろいろな代行会社の実態を知っているだけに、なぜ5台?と思います。</p> <p>5台以下の事業者の中には、事務所で待機中、4飲酒 麻雀などを行っている現実があります。</p> <p>運転代行なら、飲酒検問もスルーパスだからです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同じ業界員として情けなくなりますが、それが実態です。</li> </ul> <p>1台でも、飲酒検査を義務付けるべきです</p>
<p>21</p>	<p>アルコールチェックの施行延期は当然。一般事業者への適用に反対。</p> <p>道路交通法施行規則の改正により、安全運転管理者が運転者にアルコールチェックを義務付けた。これは先行する貨物自動車運送業やバス業などの方法を全業種に適用しようとしたものと考えられるが、この実施が困難な業種があることを全く顧みておらず、適用は控えるべきである。</p> <p>そもそも今回の改正則は出社してから自動車を運転する形態を前提とした内容になっており、それ以外の業務形態の事業所を考慮していない。例えば、建設業は自宅から現場に直行するのが一般的であるし、その他にも自宅から営業先に行くなど幾らでもある。</p> <p>私は地元警察署に問うと「業態によっては安全運転管理者が実施出来ないものもある」と回答をいただいた。</p> <p>このアルコール検査制度は、令和3年6月に千葉で発生したトラックによる飲酒運転が契機となっているが、すでに貨物自動車運送業はアルコールチェックを朝、行っており、容疑者は運転中に飲酒していた事実が判明している。</p> <p>この運転中の飲酒は常軌を逸しており、その後の報道で容疑者はアルコール中毒と聞いている。このような特殊な人物のため、どうして全うな一般事業者が尻拭いのように飲酒検査を強いられるのでしょうか。</p> <p>しかも、出発時のみならず、帰社時という最高レベルの飲酒検査をである。</p> <p>先の事故は悲惨な事故であることに違いないが、非常に特異な人物による事故であり、日本の全事業者に一般化して適用することには疑問である。</p> <p>どうしてもやりたいなら事故のあった運送業に限ればよく、一般事業者を巻き込まないでいただきたい。</p> <p>また、先述のとおり、安全運転管理者によるアルコール検査ができない業態もあり、「期待可能性」(刑法)のない義務を国民に課すべきではない。</p> <p>改正則を検討した人達は一部の業態しか頭になく、改正則の内容そのものに問題があるといわざるを得ない。然るに、改正法の施行の延期は当然である。</p> <p>以上、申し述べたが、私は何も飲酒運転防止に反対しているのではなく、改正則で規定した手段に問題があることを指摘しているだけである。</p> <p>携帯式のアルコール検知器のような人に依存するものではなく、実効性を高めるためには自動車に検出装置を備えさせるべきではないか。</p>
<p>22</p>	<p>白ナンバー事業者の中には、高校などの部活動でマイクロバスを保有しているために、学校長や保護者が管理者となっている場合もある。</p> <p>検知器の使用の義務化だけでなく、こうした者が検査することには限界があり、除外するべきだと考える。</p>

23	<p>地方で福祉有償運送を行なっているヘルパー派遣事業所です。</p> <p>今回の改正で、事業で使用する車両5台以上でのアルコールチェックの義務化は、私たち、中小でほぼ利益が出ない状態で福祉有償運送を行なっている事業者には、アルコール検知器の購入や、運転前の点呼など、負担が大きすぎます。</p> <p>地方では、車がないと生活ができません。それは障害者も同じです。</p> <p>ぜひ、アルコールチェックの義務化をやめるか、せめて福祉有償運送はアルコールチェックの義務化を除外してください。</p>
24	<p>安全運転管理者の指示のもと、法人内で検知器の手配を任されている者です。</p> <p>年明け頃から検知器の手配をしていたが急遽キャンセル。</p> <p>その後はインターネットや提携の車屋を辿っても入手できる術がありません。</p> <p>手に入るかもしれないものは、本当に検知できるものなのか怪しい商品。</p> <p>「とりあえず『検知器』と言われるものを用意する」というのはちょっと主旨と外れる気がします。</p> <p>また、当然他の業務もあるので検知器を探すばかりに時間を割く事はできません。</p> <p>今色々な会社が検知器を開発している段階でもあり、また昨今の世界情勢もあるので製品が安定して供給される状況になってから制度が開始される事を希望します。</p> <p>強いて言うなら、トラック協会の様に補助金が出る制度もあればいいなと思っています。</p>
25	<p>本改正は日々の業務への負荷が大きく、非現実的な法改正と感じる。法改正の再考を求める。</p>
26	<p>アルコールチェッカーによるアルコールチェック義務化自体は良いと思います。</p> <p>しかし、早朝・深夜に車両の動きがあり、当直担当者等を置いていることを前提としている運送業に義務化されている内容と同じチェック体制を一般企業に課するのはナンセンスと思います。</p> <p>早朝深夜帯、休日のの出退勤の時にもチェックが必要となると、それにあわせて管理者の出勤等が必要になる為、どうしても無理が生じます。</p> <p>この部分については、写真・動画での提出と事後チェックでも可とする等、一般業種の状況に応じたルールを定めたいので正式に導入すべきです。</p> <p>その辺りが不十分なまま義務化してもかえっていい加減なチェックが増え、飲酒運転防止の効果が薄れて制度の形骸化が起こるように思います。</p>
27	<p>事故を未然に防ぐ取り組みは良いことだが、アルコールチェッカーは使用頻度があるため(約2000回が平均)雇用人数によって事業者の負荷が高い(記録型の者は端末だけで平均4万25万円/1台)</p> <p>また記録型のチェッカーは半導体不足で、受注停止もしくは入手できても早くても半年かかる。</p> <p>使用頻度ある消耗品を半年計画で購入していかないといけない為、管理者の記録管理の負荷だけでなく、端末の納期調整負荷も生じる。</p> <p>せめてもう少し半導体の問題が解決できるまで待つか、もしくは管理できなからといって厳罰を厳しくするというよりより明確なルール化を行い段階つけた処罰を行うほうがよいのではないかとと思われる。</p>
28	<p>道路交通法改正によるアルコール検知器の使用について、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 白ナンバー業者全ての業種での実施は現実的ではない 理由: 貨物を運ぶ様な車両に対するアルコール検知については白ナンバー、緑ナンバー共に実施が好ましいと考えられるが、営業担当者が自家用車両を運転する場合は対象外、会社車両を使用する場合は対象とする事は現実的ではない。</li> <li>2. 営業車(貨物運搬車両を除く)での対面点呼については現実的でないとする 理由: 会社の業務外での運転(前日の移動、直行直帰等)を業務上の運転とし、対面点呼を義務付けた場合は給与支払いや、残業時間の増加、対面点呼実施者の業務増加、等が考えられる為に、他の法律(労働基準法)との兼ね合いが難しい。</li> <li>3. アルコール検知器を使用した対面点呼の実施について 緑ナンバー業者と違い、白ナンバー業者は専門の安全運転管理者の確保が非常に難しく、点呼実施者の対応古時間(時)があるのを確保等の障壁の対応検知器の使用記録のクラウド等への保管により、対面点呼義務を免除する事が現実的な落としどころかと思慮します。</li> </ol>

29	<p>そもそも今回の道路交通法施行規則の改正が緑ナンバーの制度を白ナンバーに当てはめたようなものであり、特にいわゆる配送や運搬ではなくいわゆる「営業職」が運転する場合の実態を無視したものになっていませんか。</p> <p>早朝や深夜の乗車や直行直帰の場合など確認する方の労力が多大なものになっています。</p> <p>さらに飲酒運転で事故や摘発されるケースは、警察官の飲酒事故例を出すまでもなく業務中ではなく業務時間外(休みなどいわゆるオフタイム)に多く発生しているはずで。</p> <p>また飲酒運転による死亡事故は年々減少している中でこのような施策を行い日本の生産性を下げようとする考えが理解出来ません。</p> <p>せめてアルコールチェッカーの記録画面をメールなどで確認者に送るようにするとか記録を保存するようにして後から確認するとかに出来ないでしょうか。</p> <p>それと飲酒運転の摘発数の内訳として「業務時間内」と「業務時間外」を示してもらいたいです。</p>
30	<p>4月1日より施行されている現行法律ですが、施行するに至って環境整備が全然整っていないと言わせていただきます。</p> <p>というのも、白ナンバーで5台以上(フォークリフト含む)使用する事業者が対象となったことで大幅に対象事業者が増えたにもかかわらず、安全運転管理者講習が平日の日中にしか開催されておりません。</p> <p>事業者によっては、平日の日中に午前10時から午後4時半にも及ぶ講習を受けるための時間を作ることができない零細企業も現状含まれています。</p> <p>わが社も、ドライバーが3名しかおりませんが、使用する自動車(トラック含め4台)とフォークリフト(ナンバー付き2台)を含めるとちょうど対象になっていたため、4月に慌てて安全運転管理者の登録を行いました。</p> <p>しかし、登録したのはいいものの、講習を受けるための時間がとれません。</p> <p>せめて土日に講習が受けられればいいのですが・</p> <p>半日程度の講習であれば、平日でもなんとか時間を作ることも可能ですが、これでは法律を守りたくてもどうにもなりません。</p> <p>講習のためだけに、代行のドライバーを雇う余裕もないのです。(そもそも毎年1日だけ代行ドライバーを募集したところで、応じてくれる人もいないと思います)</p> <p>その点も含めて、今後この法律を改正するか、安全運転管理者講習の幅広い日程を組むようにして頂くか、小規模の事業者は副安全管理者を置けばよいことにするのか検討していただくよう、切に願います。</p>
31	<p>アルコール検知器義務化について</p> <p>飲酒運転根絶の措置として、アルコール検知器の義務化については必要なことだと認識している。運用については法に則った各企業ごとのやり方があり、曖昧な部分があることから管理方法を明確にしていきたい。</p> <p>安全運転管理者の確認方法</p> <p>安全運転管理者が確認する方法として、運転者の検知情報をリアルタイムで確認しなければならない。安全運転管理者が運転者の検知結果を即座に確認しなければならないとなると他の業務に専念するのは困難と考える。</p> <p>運転業務の発生は白ナンバーだと突発的に発生する可能性もある。そのたびに目視または声での確認をリアルタイムで安全運転管理者が行うのは非常に煩雑となる。よって、アルコール検知器を使用し検知するのが義務化となるのであれば、検知器によって、アルコールが検知された場合のみ安全運転管理者へ報告する等、リアルタイム確認ではなく、非正常事態が発生した時のルールを決めた方がよいのではないかと考える。アルコール検知器にてアルコールが検知された場合は、検知された日時を安全運転管理者へ即座に報告すること。アルコールが検知されずゼロだった場合は、検知値と日時の記録だけでよい。</p> <p>直行直帰 出張時の確認方法について</p> <p>原則、目視等で確認とあるが、対面が不可能な場合、写真やテレビ電話、音声電話等、同視できる方法が必要とあるが、遠隔地では、携帯の電波が圏外の場合もある。圏外の場合、リアルタイムでの確認はできない。その場合の対処法を明確にしていきたい。直帰とは、顧客先で業務が終わり直接帰宅することになるが、業務終了時点で検査する場所が圏外の場合、データも送ることができず、電話もすることができない。この場合は、どう判断されるのか。対面不可の場合、携帯電話が必須となる。</p> <p>アルコール検知器使用は、法律であり義務となります。会社から業務としてお願いすることになります。そうすると個人携帯でのリアルタイム報告がスムーズですが、中には個人携帯を使用したくないという人間もいます。その場合、会社携帯を付与しなければなりません。全社員に携帯を付与するのは負担が大きい。他に携帯電話を使用せず、対面不可の人間の検知確認する方法を教えてください。</p> <p>アルコール検知器の導入について</p> <p>アルコール検知器の義務化に伴い、電子データ管理も考えているが、各企業、色々なシステムが存在している。警察庁が承認しているシステムを教えてください。煩雑回避や必要記録事項を簡素化する目的で法に則った管理をしたいが、システムが沢山ありどれも法に則ったシステムであればいいがそうではないシステムの場合、管理不十分となりえる。警察庁が推進するシステムを教えてください。</p>

32	<p>八街の事故は知器の道場者になる質な事故で、一般常識からもかけ離れた人物による単発的なものです。事故からわずか1年の法制化(法ですらなく、施行規則でやりたい放題?)、浅はかでヒステリックな反応ではないでしょうか?</p> <p>悪質な案件を拡大解釈して、全ての企業にアルコールチェックを義務付けるのは明らかにやりすぎです。一般の会社にこのようなことを義務付けている国は世界中、ありません。何らかの利権の匂いすら漂ってきます。</p> <p>飲酒習慣のない者にまでチェックを義務付けるような行き過ぎた施行規則によって、現場では大変な管理労力を注がされています。</p> <p>日本全国の業務効率、ひいては国際競争力をジワジワと落としている、警察庁の暴走に他の省庁や政治家、企業団体は何も言わないのでしょうか?</p>
33	<p>私は親の代から安全運転管理者を引き継いでいる者です。</p> <p>安全運転管理者の義務(令和4年10月1日からアルコール検知器を用いて確認を行うこと)について、令和4年4月1日から今日に至るまで目視と会話による確認をしてきましたが、弊社の例では、同事業所敷地内において部署ごとに建屋が異なりますが、安全運転管理者は一人しかおりません。</p> <p>運転者数および車両数からしても副管理者を設置する義務はございませんが、実務上、管理は各現場責任者に委任することで本法令の遵守に努めております。</p> <p>しかしながら、昨今の感染症等により管理者が出勤不能になることは珍しくなく、管理者は愚か、常に複数名でチェックをするということがままならない現実があります。</p> <p>また弊社の場合、工事現場の立会日程によっては単独で休日出勤しなければならないことも多く、その場合は管理者に確認を取ることは労基上、管理者も出勤扱いとしなければならず、従来に比べて運転者以外の負担が大きくなってしまいます。</p> <p>運送業者等のように運行管理者の設置義務があればそのような経営体制を整える他ありませんが、その他の会社では、基本的に安全運転管理者は運行管理の専任者が担っているのではなく兼務している場合が一般的であると推察されますから、本改正のようにある意味で素人に対して運行管理者に近い義務を付加するのはやや過剰かと存じます。</p> <p>また、兼務している安全運転管理をするために就職した人ばかりではないでしょうから、その者が本業に集中できなくなるのは会社だけではなく、日本経済全体にとってプラスなことだとは思えません。</p> <p>安全運転管理は大事な義務に違いありませんが、現場を冷静に考察してきた結果からすると、検知器の不足よりも労働者の負担増の方が深刻な問題かと考えます。</p>
34	<p>1. 「アルコール検知器の使用義務化に係る規定」は「当面の間」適用しないとのことでありますが、具体的にいつごろからの適用を予定していますか?</p> <p>既に必要分を購入して先行で導入していますが、アルコール検知器は無料ではないので、既に費用が掛かっています。その分の補填等がありますか?</p> <p>2. 法改正が決まった後の安全運転管理者講習に出席しましたが、アルコールチェックに関する説明は皆無に近い状態でした。</p> <p>警視庁に問い合わせをしたところ、警視庁は警察庁から具体的な話が出ていないので講演等で説明は難しく、問い合わせにのみ回答するしかない状況とのことでした。</p> <p>飲酒運転を撲滅するために法改正をするのは賛成ですが、現場レベルでの対応が全く整っておらず、対応しなければならない事業所に負担になっています。</p> <p>要望</p> <p>1. 警察庁及び各県警のホームページで対象事業所で行わなければならない内容を明らかにする。(ケース別の対応やQ&amp;Aなど)</p> <p>2. 安全運転管理者講習等で全国統一した講演(説明)を行う。</p> <p>3. 中小規模で対応が難しい事業者への救済対策を検討する。 (全国統一で夜間・早朝にアルコールチェック窓口を作るなど)</p> <p>ご確認お願いいたします。</p>

<p>35</p>	<p>「最近のアルコール検知器の供給状況等を踏まえ、当分の間、安全運転管理者に対するアルコール検知器の使用義務化に係る規定を適用しないこととすること」に関し、ご意見申し上げます。</p> <p>飲酒運転による人身事故は悲惨で、勿論無くなれば良いと思います。</p> <p>その為に、業種や会社の考え方によって、一つ的手段としてアルコールチェッカーを選択する事に反対はしません。しかし、そもそも飲酒運転は犯罪です。</p> <p>そして残念ながら、そのような犯罪者が会社の中に紛れ込み、ハンドルを握っている場合もあると思います。</p> <p>しかし、その相対的に少数の犯罪者をあぶりだす為に、どれだけ多くのマンパワーとアルコールチェッカーを消費しなければならないのか、そのバランスも大切だと思います。</p> <p>10月1日から始まる予定だった方法というのは、あまりにも負担が大きくバランスを欠いていると思います。</p> <p>難癖をつけるような言い方をするなら、薬物使用者による交通事故が増えたら、薬物チェックを義務付けるのか？</p> <p>経済的に追い詰められて自殺的な暴走による交通事故が増えたら、経済状態や精神状態のチェックを義務付けるのか？</p> <p>そもそも犯罪などがなるべく起きないように目を配るのが国の役目であって、「現象として何かが起こったから法律で規制する」というのは安易ではないか？</p> <p>そんなモグラ叩きのような事では、違反者が増えるだけで解決するとは思えない。逆に解決に向かう手段があるのなら(あると思いますが)余計な規制など無いに越したことはない。</p> <p>業種や会社の考え方によって、一つ的手段としてアルコールチェッカーを「事業者自ら」選択する事に反対はしないが、その場合、その事業者は、自分達に適した形でやろうとするだろうし、その方が無理がなくずっと良い。?と思います。</p> <p>従って、「アルコールチェッカーによる検査が10月1日から義務付けられる」のが適用されないのに賛成します。</p> <p>それどころか、ずっと適用されないようにして欲しいと思います。</p>
<p>36</p>	<p>とある安全運転管理事業所の安全運転管理者です。</p> <p>2022年10月からの検知器を用いたアルコールチェックの件についてですが、検知器を準備したく製造メーカー及び販売店に連絡を取っていますが、半導体不足等の影響により納期は2023年春頃になると言われ到底2022年10月に間に合う感じではありません。</p> <p>実際に検知器を準備したくても検知器の需要と供給のバランスがおもいきり狂っていて準備できないのが実情です。</p> <p>すぐに準備したくてもできないのです。</p> <p>たぶん日本中多くの白ナンバー事業所で検知器確保に苦労されていると思います。</p> <p>当面の間、検知器使用義務化規程を適用しないという事ですが、少なくとも来年春頃(2023年4月頃)まで規程適用の延期を希望致します。</p>
<p>37</p>	<p>延期よりも中止が妥当。</p>
<p>38</p>	<p>飲酒運転の撲滅自体についての方針は良いと思いますが、白ナンバーに対してのアルコール検知器の必要性は感じません。</p> <p>もしアルコール検知を行うのであれば車両自体にアルコール検知機能を付け、検知した場合にエンジンが掛からないといった機能を付けることを義務化した方が良いと思われ、車検の際などに機能の動作チェックを行う方が良いと思われ</p> <p>ます。</p> <p>中小企業に負担を強いて利益を生まないアルコール検知器を用意させてそれを常に新しいものに更新しながら企業任せの管理をするよりも就業規則の懲戒規定で、業務車両において飲酒運転で検挙された際は懲戒を適用するという事を明示するだけで従業員には十分な効力を持つと思われ</p> <p>ます。</p> <p>そういった観点から、企業側にやり方は任せた上で、飲酒運転の撲滅を図れば良いのではないかと感じています。</p> <p>また、「警察庁」からは今回、対象としようとした白色ナンバーで年間どの程度の飲酒運転が認められているのかを公表すべきだと思います。</p> <p>(参考) 飲酒運転の全体の件数、白ナンバーの割合(件数)</p> <p>また、検挙された白ナンバー事業者の業種などが見えてくれば本当に全事業者に課すべき義務なのも見えてくると思</p> <p>います。</p> <p>アルコール検知器を利用していても、結果、警察の飲酒検査が最終的な結論をもたらすものであるとすると企業の投資コストは本来の意図に到達できない可能性もあります。</p> <p>より適正な飲酒運転の撲滅の方法を検討して頂けたら幸いです。</p>

39	<p>アルコール検知器の使用義務化について【当分の間】使用義務化に係る規定を適用しないとありますが、本年10月からの義務化が公布され、検知器導入の為に多くの対象企業が早くから調査・購入を進めており、急遽予算取りをし、何とか期限までに検知器の導入をしようとした対象企業が多数存在します。</p> <p>今回の案について、法施行3ヶ月前の時点でこのような案を出されることは、既に導入済みの企業に対して不誠実であり、まだ法改正を知らなかった、又は導入前だった企業が「無期限に」検討を先延ばしにできるようなことはあってはならないと思います。</p> <p>また、酒気帯び検査の徹底は、交通の安全を守るために必要な業務ではありますが、コロナ禍においては対面での健康状態の把握や呼気チェックによる酒気帯びの有無を確認することはかなりの感染リスクと管理業務の煩雑化が伴います。よって、検知器の供給状況が厳しいことを踏まえながら、義務化期限の延長に関しては具体的に【●●年●●月から義務化を開始する】とすべきと考えます。</p> <p>期間についてはメーカー側の供給体制の確保と、各企業の予算の確保を考え、1年の延長が望ましいと考えます。</p>
40	<p>アルコールチェック義務化に反対します。</p> <p>当方は中小企業です。車は主に営業のために使用しています。</p> <p>コロナの影響もあり、営業職は出社が減り、直行直帰がほとんどという状況です。</p> <p>営業自体も減っており、社員によっては月に片手で足りる回数もあります。</p> <p>この状況でアルコールチェックを義務化となりますと、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非対面で確認するためには毎回動画通話をするのか？</li> <li>・上記以外の方法としてはアルコールチェッカー+アプリを利用するのか？</li> </ul> <p>(アプリケーション現状月額制で、利用回数に対し非常にコストが高くなる)</p> <p>直行直帰する場合、安全運転管理者は報告を受けるために就業時刻を超えて待機するのか?等の問題があります。</p> <p>アルコールチェッカーが手に入るかどうか今回の問題提起となっておりますが、それ以前の問題です。</p> <p>特に安全運転管理者が確認報告を受ける部分についてが現実的ではありません。</p> <p>車を起動する際にアルコールチェックを行い、記録しないとエンジンがかからないようにするくらいのシステムが無ければ、営業職等で運用できるとは思えません。</p> <p>再考いただけますようお願いいたします。</p>
41	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白ナンバー使用の安全運転管理者を設置している会社への、アルコールチェッカー使用義務化自体を反対します。義務化が撤廃できなくても、1年以上は義務化を延長すべきです。</li> <li>・理由: まず緑ナンバーの安全義務やアルコールチェック体制の充実を図るべきです。そもそも発端となった痛ましい事故を起こした車もトラックです。</li> </ul> <p>緑ナンバー使用会社に対応できないのであれば、白ナンバー使用会社でも同じことになると思われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アルコールチェッカー使用は、白ナンバー使用会社には費用や作業負担が大きすぎます。白ナンバー会社では面前提問のみでも対応可能だと思います。もし準備するとしても準備期間が足りません。</li> </ul> <p>以上ご検討の程宜しくお願い致します。</p>
42	<p>会社で安全運転管理者の業務を担っています。弊社では、県外出張へ朝6時前後に会社を出発するものや、遠方より帰ってくるもので、夜9時以降に帰社される方もいます。</p> <p>また、泊まりの出張もあり、モニター越しなどでのアルコールチェックも含め、実務上、全て運転前後のアルコールの確認を行うことは現実的ではないと思います。</p> <p>また、アルコールチェッカーも使用回数が限られており、買い替えるにも非常に経費が掛かります。コロナ化で売上減少している会社が多い中、経費と実務労力の掛かる法案については疑問を感じます。</p> <p>当分の間、適用しないというよりも、廃案とするか、法案の中身を改善が必要かと思えます。</p> <p>例えば、営業車の数に合わせて定期的にアルコールチェッカーを支給したり、直近何年以内に事故歴がないものは除外する、運転前後ではなく、運転前のみ、もしくは毎回ではなく、定期的な抜き打ちで何名か選んで行うなど、経費及び実務労力に負担のないようにしていただきたい。</p> <p>仕事は運転にかかる事だけをしているわけではなく、その他多数の業務があります。民間企業に勤めた経験のある方なら、この法案がいかにか現実離れしているかが分かるかと思えます。</p> <p>以上、ご検討宜しくお願い致します。</p>
43	<p>警視庁からの検討案通り、アルコール検知器の供給状況、令和4年4月1日施行のアルコールチェックでの対応からわずか6ヶ月しか経過しておらず、業務が煩雑になる恐れがある為、今回の改正案に賛成致します。</p>

44	<p>現在の日本では円高の影響などで燃料などの価格も高騰し、企業としての経営が厳しい会社も多いと思います。その中で義務化されるために新たにアルコールチェッカーを購入しなくてはなりません。</p> <p>弊社の場合は直行直帰や深夜早朝の出勤形態もあり、 そうなるとドライバー全員にアルコールチェッカーを携帯させなくてはなりません。</p> <p>義務とするのでしたら購入しなくてはならない代金の補助をしていただくなどもご検討ください。</p> <p>そして運送業などのドライバーの出勤時間は様々で、 対面や目視での確認は非常に困難です。</p> <p>どうしても確認をしなくてはならないでしたら、 そのために安全運行管理者は朝早くから出勤しなくてはなりません。</p> <p>大企業の社員の方なら定時の規則があるので確認しやすいと思いますが、 運送業などの仕事では皆が一度に揃う時間はありません。</p> <p>携帯電話など直接対話できる方法で応答の声の様子で確認しアルコールチェッカーの結果を報告させる方法や、安全運転管理者以外の者でも対応可能との解釈は承知していますが、 それでも対応できないケース(深夜早朝の出発 帰宅時刻には対応できるものがない) は往々にしてあります。</p> <p>上記のような事業者はたくさんいると思いますので、 そのあたりをよくご検討ください。</p> <p>そしてアルコール検査記録の「運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、 番号等」「指示事項」「その他必要な事項」の項目はなぜ記載が必要なのか疑問です。</p> <p>できれば大事なことを簡潔に記載できるようにしてください。</p> <p>目視での確認方法をもっとわかりやすく明確に記載していただきたく思います。</p>
45	<p>アルコールチェックの義務化に関して会社で取り組んでいます、 社員の直行直帰がある場合運転管理者が直接目視確認がしづらい状況です。</p> <p>本人がチェックをするだけでいいようにしてほしいです。</p>
46	<p>お世話になります。本案件につき、7月1日に首相官邸へのメッセージフォームにお送りしたものと同一内容以下に意見提出いたします。</p> <p>内閣府令第六十八号による10月からの白ナンバーへのアルコールチェック義務化に対する検知器への補助金制度創設について</p> <p>お世話になります。一般企業で管理職をしている者でございます。お忙しいところ恐縮です。</p> <p>アルコールチェック義務化に伴い、4月から目視確認で記録簿に付けております。</p> <p>この10月からはアルコール検知器での確認が義務化とのことで、 検知器の購入に向けて準備をしております。</p> <p>当社の社有車(白ナンバー)は65台ございまして、 検知器及びそのメンテナンス費用を合わせると、1年間160万円ほどかかり、 毎年車が1台買えるほどの経費インパクトがございます。</p> <p>行政が義務化の政策で動かしていくには補助金や助成金の後押しがあるのだろうと調べてみたところ、 緑ナンバーのトラック協会などには補助金制度がありますが一般事業者向けの白ナンバーへの補助金や助成金制度は無い様子でした(調べきれない場合には申し訳ございません)。警察庁に電話で確認連絡したところ「うちは補助金とかやっていませんし、ご紹介する先もございません」とクレーム扱いされてキッパリ断られました。</p> <p>内閣府令ということで内閣府に電話で確認連絡したところ「関係するお問い合わせ先を確認してみたところ、警察庁の管轄でして、もう一度警察庁にお問い合わせください」と断られました。</p> <p>当社だけでなく、全国の事業者が同じ想い(経費負担増)を抱えておられるのだと考えております。</p> <p>緑ナンバーにあって、白ナンバー向けには無いというのは辻褃が合わないので、おそらく現在、白ナンバー向けに対する補助金、助成金制度の創設をご検討頂いておられると思いますが、その情報が一切得られないので、一般事業者は不安を抱えておられることと推察します。もしご検討頂いておられないならば、その部分が抜け落ちていることについて苦慮と心配をしております。</p> <p>なぜ、飲酒運転をして事故を起こすならず者が発端で、ルールを守っている者の経済的負担が増え、検知器メーカーが潤う仕組みになっているのか、私には理解できません。</p> <p>いまは私一人の小さな声かもしれませんが、この10月には全国で大きな声に繋がることも想像されます。ご検討下さいますようお願い申し上げます。</p>
47	<p>例えば、自動車のハンドル付近に、アルコール検知器を標準設定して、検知した場合は、始動できない。</p> <p>このような基準の事をしなければ、何時までたっても、いたましい事故は、起きると思います。</p> <p>4月から開始の確認方法とアルコール検知器による確認方法との差が無いと考えます。</p>
48	<p>10月からの施行に合わせてアルコール検知器を8月には導入する予定としておりましたが、業者の製造が追いついておらず11月以降の納品となったため、10月からの施行がいったん保留させるのはありがたいです。</p> <p>また業者の状況次第で11月をさらに超えることも考えられますので、 施行まで十分な期間を見ていただきたく思います。</p>

49	<p>今回の件に関し、下記ご連絡申し上げます。</p> <p><b>【結論は】</b> 本年10/1からのアルコール検知器使用義務化の延期については、必要がない。</p> <p><b>【根拠】</b> 当社にて相応の在庫がある（2022.7.22現在、約25,000個の在庫がある）他 同業他社ヒアリングベースで、10/1までに200,000個から300,000個の納品が可能であるため。</p> <p><b>【備考】</b> 報道によると、アルコール検知器協議会からの提言により延期を検討しているとのことだが、協議会非会員企業でもアルコール検知器を取り扱っている会社は多く、国内で必要とされるアルコール検知器需要をカバーすることは充分可能だと思われる。</p> <p>アルコール検知器協議会会員企業の中には、「アルコール検知器協議会会員企業製のアルコール検知器を用いてアルコール検知をしなければいけない。」という誤った情報を意図的に流している企業もあると聞いており、悪質であると思料。</p> <p>当社としても10/1義務化に向けて製品在庫を積み上げており、延期する場合は、ビジネスチャンスロスについての補償を検討して頂きたい。</p> <p>以上</p>
50	<p>アルコール検知器の使用を延期とのことですが、そもそもの法律の実施内容自体に無理あると思います。</p> <p>安全運転管理者を置く事業所すべてを対象とされていますが、当方の主な業種は医療業であり車両を使用することが主な業務ではないため、体制の構築は非常に困難を極めます。</p> <p>すべての事業所を十把一絡げに対象とするには無理があると考えます。また、実施の内容や罰則も有効性に乏しく、ただ「やっている感」を出しているだけのように感じられます。</p> <p>「車両を使用しているのだからおこなって当然」と言われるのであれば、すべてのドライバーを対象にされたら良いと思います。</p> <p>延期するのであれば、その間に実施の内容自体や対象事業所など、再検討して頂きたいと考えます。</p>
51	<p>視庁交通局交通企画課法令係 パブリックコメント担当様</p> <p>「道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規程の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」に対する意見</p> <p>1. 車両使用者の増加によるアルコール検知器を使用しての運用のタイムラグについて 当社では車両使用者が直行直帰であるため、車両使用者全員にアルコール検知器を貸与する予定ですが、人事異動により車両使用者が増加した際に、アルコール検知器の納品が車両使用開始日に間に合わないことが想定されます。</p> <p>現状、発注から納品まで3週間ほどかかると取引業者より言われてますが、タイムラグが生じた際の対応とどうすればよいでしょうか。また、機器故障した際も即日に修理ができない場合も同様に想定されます。</p> <p>新型コロナの影響があり、他者が使用しているアルコール検知器を使用すること自体、感染防止の観点から憚られます。</p> <p>2. 目視確認について 採用予定のアルコール検知器はスマートフォンと連携し、管理画面にアルコール検知の有無と合わせてスマートフォンで撮影した顔画像がデータとして、安全運転管理者に送信される仕様ではありますが、これをもって、目視確認と同等との認識でよいでしょうか。</p> <p>また現在、目視確認を対面もしくはそれに準ずる方法で実施しておりますが、以下の場合に車両使用者および安全運転管理者へ支障が出ております。</p> <p>1) 運転開始時が早朝、運転終了が深夜におよぶ場合 2) 安全運転管理者が車両運転中もしくは通勤電車内の場合 3) 定休日に車両の使用が発生する場合</p> <p>アルコール検知器を使用するのであれば、負荷が大きすぎる目視確認については法令より削除いただきたい</p> <p>以上</p>

<p>52</p>	<p>10月チェック器義務化に備え、つい最近、台数分を購入しました。      何とか経費が掛からないよう、あれこれのお店の単価をじっくり調べ購入に至ったわけで、これで延期とは、それについて社内協議した時間が無駄を感じます。      たくさんの時間をかけて調べて、しかもそれなりの台数を何とか確保しないと、いう中で、一生懸命揃えた企業側からすると、台数が足りなさそうだから・・・なんて発表した警察庁の今回の発表は、努力を無にする行為です。      何の前触れも無しにいきなり発表したということからも、唐突過ぎますし、警察庁の対応にお粗末さを感じずにいられません。      情報収集、施行実施の発表、色々な箇所で、準備不足が否めない感じを受けます。      だいたい、半導体不足などは、コロナになって、特に昨年度あたりからわかっていたことと思います。      (特に、車販売におけるその影響での納車日問題については、ずっとニュースで出ていた)      警察庁・警察のトップ機関なので、優秀な人材の方が多いはず。      その辺りを気づける人は誰も居なかったのでしょうか??      とはいえ、警察庁の皆さまが、日々忙しく、大変な業務をされていることは、私個人からすればわかっております。      ですが、その上で敢えて言わせていただければ、法律改正を発表、施行するということは、国民を動かすわけですから、それが、どれだけの影響する力が有るかというのは、何をにおいても、警察庁の皆様が一番わかっておられると思います。      もっともっと…情報を事前入手し、しっかりと協議、実行へと、対応いただきたいです。</p>
<p>53</p>	<p>例えば50人以上など大人数の職場にて、直行直帰、または通勤で運転の際に、一人の管理者に全員が様々な時間に電話するためには、管理者は全員の出発連絡を受付するため、朝5時頃など早い時間に出発する者の電話を受けるために待機していなければならないし、自身の通勤の時間に沢山の電話がかかってくるため、管理者はまともな時間に通勤する事はできない。      この法律はそうした実態についてなにも認識されていないまま成立してしまった。完全に実現は不可能である。      今一度、初めからこの制度は見直されるべき、完全に撤廃するべきおかしな制度です。      どのようにこれが実現可能なのか説明していただきたい。      電話でなく顔写真の送付で判断するとの方法も提案されているが、写真で判断できる筈がない、客観的な指標は何一つ存在しない。      どうやって見分けるのか?飲酒していても顔色の変わらない人もいる。      どのようにしてこんな法律が制定されたのか説明してください。      この法律をつくった人は社会人経験がありますか?      このような法律でなく、車のスターターにアルコールチェック機能をつける、自動運転とするなど、技術的發展に投資するべき。</p>
<p>54</p>	<p>飲酒運転撲滅のため道路交通法を改正してアルコール検知器によるチェック義務化は理解できるが、白ナンバーでも5台以上保有している事業者まで一律で義務化するには無理があったように感じます。      アルコール検知器の市場動向からも品不足が発生することは必須でした。      また、コロナの影響により、検知器の材料不足が発生する可能性も予測できたと感じます。      緑ナンバーから始めて、白ナンバーへ徐々に拡大していく方向性もあったのではないのでしょうか。      アルコール検知器は定期的に更改が必要となるため、今後の市場動向を確認のうえ、方向性を示していただければと思います。</p>
<p>55</p>	<p>安全運転管理者による「アルコール検知器の使用義務化」に反対します。      一般企業の卸売販売業で、弊社は約75台のリース車両(白ナンバー)を管理しています。      アルコール検知器は既に入手・確保が出来ており、運行記録に数値を記載する方式で運用中です。      課題は「リアルタイムでのチェック確認がほぼ無理」ではないかと考えます。      同業他社へも確認しましたが、名案が見いだせず困り果てている状態が多いです。      弊社をはじめ大半の企業で飲酒運転違反があれば、就業規則で「懲戒解雇」と厳しい措置を取り入れています。      この措置だけで十分ではないでしょうか。</p>

56	<p>アルコール検知器の納品が間に合わないため、アルコール検知器の使用義務化にの延期には賛成する。</p> <p>安全運転管理者による「運転前後の運転者の状態を目視等で確認」が4月から義務化されているため、対応しているが、以下の問題点がある。</p> <p>当職場では深夜早朝の運転が日常的に発生するが、夜間当直がない。そのため、安全運転管理者または安全運転管理者が指名する者(以下、安全運転管理者等)が自宅等から深夜早朝に電話等にて対応している。</p> <p>この対応のために夜間早朝に起床する必要がある、十分な睡眠が取れずに、安全運転管理者等が日中に運転する場合の安全運転に支障をきたすような本末転倒なことになっている。</p> <p>写真付きメールでの報告などでも可とする等の緩和を強く希望する。</p>
57	<p>千葉県八街市において飲酒運転のトラックによる交通事故が発生したことを受けて改正しようとしたものの、アルコール検査器の供給状況等を踏まえ、当分の間、アルコール検知器の使用義務化に係る規定を適用しないこととしようとしている。</p> <p>大きな被害が起きやすい大型自動車の運転者に対しては当初の予定の通りに適用するのが適切ではないか。</p> <p>また、企業の社員送迎バスの運転者も考慮して中型乗用車(定員11人以上)もできるだけ早く規定適用するのが望ましい。</p> <p>中型貨物車及び準中型以下の自動車に対しては当分の間の適用除外でもやむを得ない。</p>
58	<p>アルコールチェック義務化における点呼について、深夜早朝での勤務者への点呼実施が難しいとの意見をよく聞きます。</p> <p>法律上では安全運転管理者やそれを補助する者を決め、深夜でも早朝でも対応するしかない状況ですが、その通りに対応する事が難しい・難しいから頭からやらないと諦めている企業も一定数いるように思います。</p> <p>このあたり、警察庁としてどこまで厳密に見ていく取り締まっていきますか？</p> <p>各都道府県の管轄の警察署へ問い合わせても、回答がまちまちであるとも聞いています。</p> <p>アルコールチェックをする現場も企業ごとに管理の濃淡が生まれてしまっていますので、その事についてご意見を頂きたいです。</p>
59	<p>安全運転管理者を選任しなかった事業者の従業員が起こした飲酒死亡事故であるのに、法令に則って安全運転管理者を選任している事業者を厳しくしている法令であったので、アルコールを確認するまでは、まだよいが、アルコール検知機器によるチェックをするのは、この内閣府令をもって、今後、アルコール検知器義務化を廃止とすべき。</p> <p>やるべきは、選任してない事業者の発見と選任しない事業者に対する行政処分や何らかの許認可申請が出来なくなるなどの対策ではないでしょうか。</p>
60	<p>アルコール検知器での確認は意義があると思います。</p> <p>4月から実施の安全運転管理者による対面での確認、というものは現実的ではありません。</p> <p>朝、自宅から直行等の際、運転者が家を出るタイミングでは、安全運転管理者も通勤中(電車内等)どうやって確認を行うのでしょうか。</p> <p>また、業種によっては営業サイドはシフト制で土日も出勤、事務方である安全運転管理者は土日休み等もあるかと思えます。</p> <p>そうなると安全運転管理者は土日も常に携帯等の前で待機しておくのでしょうか。</p> <p>副管理者を立ててもいい、との事ですが、運転者も安全運転管理者と連絡が取れなければ、車を出す事ができないのでしょうか。</p> <p>安全運転管理者の業務が原因で労基に責められた際は警察庁が庇ってくれるのでしょうか。</p> <p>対面での確認、というのが既に現実的ではなく、確実に行うのであれば、車めかーに呼気を感知してエンジンがかからないようにする仕組みでも提案の方が現実的ではないでしょうか。</p>
61	<p>輸送をメインにしていない会社(今回対象として追加された企業)で直接のやりとりを基本とした点呼対応は非常に現場の負荷が高い。</p> <p>早朝・深夜に働いている社員のために管理職が都度出社して確認作業を求めることは労務管理上とても重大な問題であると認識している。</p> <p>ZOOM等のWeb上端末を使って管理職が確認したことを認めてほしい。</p> <p>でなければ対応する管理職の負荷が激増してしまう。</p>

<p>62</p>	<p>なぜアルコール検知器による呼気でのアルコール濃度の測定なのでしょう？</p> <p>いろいろとアルコールチェック義務化による対応例をHPで見ているのですが、どれもこれも抜け道だらけのデータ改善し放題の法律にしか感じられません。</p> <p>弊社は、会社には入社せずに社用車を使用する事が多々あります。(直行直帰)私は会社より安全運転管理者の任命を受けておりますが、アルコールチェックの義務化に伴い社員へのアナウンスを行なっております ですが100%滞りなく実行できているわけでは正直ございません。</p> <p>酒気帯び運転を無くす法改正であれば、なぜ車両事態にアルコール検知器を装着しないのでしょうか？</p> <p>新車販売時の義務化、中古車販売時の義務化、車検時の義務化など徹底していただき、尚且つ基準値を超えるアルコールを検知した場合は、車両のエンジンがかからないシステムの導入を進めて行った方が、酒気帯び運転による事故等を抑制できるのではないかと考えます。</p> <p>企業だけではなく一般車両へも同様のアルコール検知器装着を義務化すれば少なくとも酒気帯び運転抑制には繋がるのではないかと考えます。</p> <p>ご検討宜しくお願い致します。</p>
<p>63</p>	<p>アルコール検知器使用義務化についての質問・意見</p> <p>酒気帯びでの罰則基準があるが、アルコール検知器で0.14mg/lであれば運転しても問題ないと理解していいのでしょうか。</p> <p>アルコール検知器を使用するとアルコールを含まないと考えられる飲食でも数値が検知される可能性もございます。その場合、運転業務禁止の命令をださなければならないのでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・白ナンバーも見解の仕方によっては緑ナンバー同様の法律かと思えます。</li> </ul> <p>どこが緑ナンバーと違うのかを明確にしていきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アルコール検知器の確認について、各メーカーが色々なシステムを出している。</li> </ul> <p>業務効率化・簡素化のため導入を考えるが、警察庁が承認しているシステムがない。そのため導入もできない状態である。</p> <p>警察が承認したシステムがあれば教えていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アルコール検知器の納品が10月に間に合わない。</li> <li>・安全運転管理者の確認業務がとても煩雑である。</li> </ul> <p>これまではアルコール検知器を使用してこなかったのだから、まずはアルコール検知器を使用させたというところで飲酒事故発生率は下がると考える。</p> <p>安全運転管理者にリアルタイムで確認させていたら、運送業の緑ナンバーと何もかわらない。ここは段階的にやることをお願いしたい。</p> <p>まずはアルコール検知器を使用しなければならないという法律のもと、検知器を企業に用意させる。これでまずは十分だと考える。</p>
<p>64</p>	<p>自身の周辺において、下記のような問題点が浮上しております。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 「目視等」によるリアルタイムでの確認が事実上困難となっている。(深夜・早朝等)</li> <li>(2) メールや、写真データによるチェック結果連絡はNGと解釈されており、追加人員が必要となる。</li> <li>(3) アルコール検知器の品薄状態が続いており、調達が困難</li> <li>(4) 所轄警察毎に内容の異なるQ&amp;AをHPに掲載している等、一貫性がない為、混乱を招いている。</li> <li>(5) 多数の国民に影響する法改正でありながらも、一般的には全く報道されておらず、認知度が低い。(周知に苦慮している)</li> </ol> <p>特に、(1)による労務負担の増加や、(2)による人員増は、働き方改革に大きく逆行した内容であり、大きな波紋を呼んでおります。</p> <p>八街市の飲酒運転事故により尊い命が奪われたことは存じており、アルコール検知器の利用義務化については理解できるものの、運用方法および運用開始時期については、改めて検討する必要があると考えます。</p> <p>費用面での負担も相当なものであり、国家レベルでの生産性低下は必至であります。</p> <p>義務化の主な対象となる「一般企業」における運用を十分にイメージ頂いた上で、再度御検討をお願いいたします。</p>

65	<p>愛知県にて介護事業所を2ヶ所営業している事業者です。</p> <p>本社安城市9台と豊田市8台の計17台の社用車を保有しています。</p> <p>10月からのアルコール検知器の使用義務化の延期に関して意見を具申します。</p> <p>アルコール検知器の精度の問題やそもそも飲酒習慣のない社員にまで検知器の使用を義務付けるのはどうかと思います。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症が増えている中で、弊社のように社用車の運転する人が複数いる場合、アルコール検知器の使いまわしは新型コロナウイルス感染症が増える要因になるのではと危惧しています。</p> <p>飲酒の確認は必要でしょうが、アルコール検知器の使用の推奨程度に留めておけないものでしょうか？</p>
66	<p>意見が5点ございます。</p> <p>1点目 本日まで、法改正に合わせて多くの企業がアルコールチェックに利用する機器を導入しております。このタイミングで機器がそろわないから延期しますというのは、これまで導入を進めてきた企業に対して大変失礼だと思います。本日まで準備をしてきた企業は、少なからずこういったことを見越して準備をしているということを十分に理解したうえで今後の方針を決めていただきたいです。</p> <p>2点目 そもそも、5台以上の車を有している会社という本法の対象となりますが、運行管理者を置く会社についてはその対象から漏れることがすでに警察庁様でもわかっていると思います。そうすると、特に建設業などの業種は、今回の法律から漏れることとなり、不公平感が発生するのではないのでしょうか？そういった点も再度確認して法を変えてほしいです。</p> <p>3点目 本法律では、まったくアルコールを摂取しないような方々に対しても義務化されます。これについても一部の法を守らない人・企業のために、まじめに行っている日本国民全員が負担しなければいけません。しっかりとまっとうに事業を行っている業者や日本人に対して、最初は義務化しても年数に合わせて義務の内容や行う内容を優遇していく等の処置はできないのでしょうか？</p> <p>4点目 本件は、一斉に全国の事業者がアルコールチェック機を必要とするため、機器が不足することは目に見えていたと思います。また、アルコールチェック器の性能を担保するため継続的にメンテナンス費用もしくは購入費用が発生してきます。そういった点を考慮して再度、内容の精査をしていただきたいです。</p> <p>5点目 現状、アルコールチェック器を使おうが使わなかろうが、管理者が毎回チェックをしなければいけません。例えば、従業員100名の企業が毎日朝夕当人のアルコールチェックをしているところを確認して本法にのっとって管理することは、実際にはかなり困難に感じます。また、直行直帰やリモート業務を取り入れている企業では、そういった確認ができない可能性もございます。こちらを解決しようとシステムを導入しようとするれば、最低でも、月数万円のコストが発生しますが、人数の少ない企業にとってこの負担額は大変厳しいものです。そういった点も法の見直しをしてほしいです。</p> <p>最後に 本法律については、実際に義務を負う側としては、国がアルコールチェック器を開発しているメーカーのために行っていると思われても仕方ない内容だと思います。是非しっかりとした内容の法整備をお願いいたします。</p>
67	<p>アルコールチェックの義務化について 白ナンバーの車両(5台以上)を持つ企業→10台以上または15台以上にして欲しい。 理由: 中小零細企業で5~9台の車両で義務化されても、検知器の準備費用、業務の煩雑さなどから現実的に実施されなず形式だけの規定になる ・帰社後の検査は不要と考えます。 理由: 外出時に検査をして帰社後に飲酒をしているケース(勤務中に飲酒する)は一般的には殆どなく、そのような社員は就業規則においても解雇処分になります。 基本的に、運送業など車両を多数保有し日々管理が必要な業種を対象にするべきかと思います。</p>

68	<p>八街の件は、(1) 当人はコンビニで酒を買い、帰途に飲酒していた。かつ、(2) 会社において当人が酒気を帯びていると思しき時に会社は見ても見ぬふりをしてきた。この2点が問題である。</p> <p>ドライバーが会社から出て管理者が物理的に直接指揮監督することができない状況で、(1)を防止することは難しい。そもそも、飲酒運転が許されないというのは、会社による教育以前(運転免許を持っているなら当然のこと)である。</p> <p>一方、(2)に関しては、会社側の姿勢あるいは管理体制は論外であったと言える。</p> <p>そう考えると、安全運転管理者に対するアルコール検知器の使用義務化については無用であり、飲酒に関しては今年4月1日からの制度で十分である。</p> <p>八街の件は不幸ではあったが、福岡の件を機に、すでに飲酒運転は厳罰化されている。一方、安全運転管理者は高々車両5台で選任せねばならず、小規模事業者が多い。</p> <p>かつ、営業車での直行直帰などを考えると管理は容易でない。社会コストを無視した過剰スペックともいえる政策は、陋劣である。</p> <p>警察の、選任すべき安全運転管理者を置いていない事業者への対応は、野放しに近い。にもかかわらず、真面目に法を守ろうとしている事業者にのみ著しい負荷をかけるのは、行政のあるべき姿から逸脱している。</p> <p>そもそも使用義務化については、八街の件の後、社会的な合意形成も実行の可否に対する十分な検討もないまま、火事場泥棒的に法制化された感がある。</p> <p>勘ぐれば、警察庁の焼け太り、警察関係者の天下り先の確保とも取られかねない。</p> <p>その挙句、できもしないことを法制化し、後になって慌てふためいているようでは、警察行政に対する国民の不信を招くのではないかと非常に危惧される。</p>
69	<p>アルコール検知器の使用義務化について、飲酒運転撲滅の観点から賛成はできますが、以下の疑問があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売されているアルコール検知器は値段がさまざまであり、精度にはバラツキがあると思われませんが、その性能の保証は誰が行うのか。</li> </ul> <p>コロナ禍の現在、事業所で使用するアルコール検知器が原因で感染が拡大しないか。</p> <p>以上の心配がありますので、使用義務化については今一度制度について、再考を求めます。</p>
70	<p>このアルコールチェックが始まって、4月から早3ヶ月。</p> <p>労働時間が一日につき約4時間。半日伸びています。一か月あたり約90時間以上は取られております。もちろん残業も増えております。</p> <p>正直、この意味のない法律はやめてもらいたいです。</p> <p>この法律が始まって、毎日毎日おっさんどもの顔を見て、コロナ禍であっても呼気を嗅いで、国の法律により安全運転管理者へのパワハラのようにしか感じられません。</p> <p>また直行直帰が多いこのご時世に土日構わず現場があれば動いていく建築関係の会社で休まることもできません。</p> <p>毎日6時前から夜の22時過ぎまで、早い時は5時頃遅いときは日が変わるまで、ろくに寝られません。</p> <p>安全運転管理者に代わるものといっても、他社ではろくに確認もせずに対面でOKと記しているとか、元々飲酒運転などもしない結局まじめにやってる会社の担当者だけがアホを見ているとしか思えません。</p> <p>そもそも、飲酒運転はしちゃだめだという法律がある中で、企業だから、台数多いから余分にチェックをしろというのは、不公平だと感じております。</p> <p>車が数台のところはまだいいかもしれませんが、30台を超える車を保持している会社では苦痛でしかありません。</p> <p>いい加減私の睡眠時間と、安らぎの時間と、普通の仕事ができる環境を返してください。</p> <p>それができないのであれば、私はそのうちこの法律のせいで鬱になって自殺でもすることになるのでしょうか。たぶん、他の会社にも特にまじめな会社に勤めている人ほど、このような状況になると思われます。</p> <p>その際は遺書を大々的に公表させていただきます。</p>
71	<p>このアルコール検知器を4月には発注しましたが、10月からの施行に際し、昨今の半導体をはじめとした部品の納期遅延により、9月中の入荷が厳しい状況にあります。</p> <p>よって、施行の延期を希望致します。</p>
72	<p>アルコールが飲めない体質で明らかに飲酒の習慣のない者については、アルコール検知器による検査の義務から除外して欲しい。</p>

73	<p>毎日ご苦勞様です。私は数百人程度の企業で200台の車両業務担当をしているものです。</p> <p>今回のアルコールチェック強化の経緯は十分に理解でき、早々に対応しなければならない課題である事は分かっています。</p> <p>ただ、私ども中小企業では、1社員で3、4役は当たり前でとても手が回りません。</p> <p>当社では業務柄、直行直帰をする社員も多く、どう対応すべきか?深夜帯、祝祭日に誰が対応するのか?記録をどう管理するか?負担のかからない管理方法はあるのか?など考え検討する時間、色々な業者を呼んで話を聞く時間、ペーパーレスの時代、管理システム導入が無論検討されますが、運用は誰が?出来るのか?運用管理システムのデモ実施が必要か?等々様々なところに検討や確認の時間を割かれます。</p> <p>またメーカーに聞いても、突然の事で生産が追いつかない半導体も不足だ)と聞き及んでいます。</p> <p>今回の延期(?)については、正直有り難いところです。(対面チェックは継続しますが)。</p> <p>もう少し中小企業の実態やメーカーの生産能力、製造前の部品供給状況等を調べられてから、実施して頂けたら有り難いと思います。</p> <p>相当な労力と時間を割きましたが、社内的には〈これだけ騒いで一体なんなんだ・・・〉と言う感じです。</p> <p>私ども企業以上に大変な業務をされており、大変ご苦勞ではございますが、一意見(?)として投稿しました。</p>
74	<p>警察庁交通局交通企画課 御中</p> <p>いつもお世話になっております。</p> <p>事業者における小規模(白ナンバー)でのアルコール検査および運転管理者の運用問題について、5名の従業員ドライバーに対して、5台の車両の場合、日常的に出ており、管理者がいない事になります。</p> <p>そのような場合に、顔認証システムを許可しなくては、何も進展ができません。</p> <p>例えば、安全運転管理者を2名就かせて交代で365日勤務(24時間体制)するとしても2名では足りないため、これら5台の運用の為に、3人から4人もの従業員を雇用する必要があります。</p> <p>中小企業では、そんな事はできません。</p> <p>ですから、顔認証システムなどのアルコール検査を実質認可する必要がありますので、その措置をお願いします。</p> <p>また、現行では、罰金が安すぎる為、ルールを守らない事業者も出てきます。</p> <p>3名もの安全運転管理者の件費は年間1500万円ちかく要する為、罰金の方が安くなります。</p> <p>よって、現行では、緩すぎるルールであると言えます。罰則が1500万円以上でなければ、なにも安全が守られない実態があります。</p> <p>本当に事故を無くしたいと思うのであれば、罰則の改善をよろしくお願いします。</p>
75	<p>早朝や深夜出発・到着点呼を行う場合、当社では、点呼者を選任しておくことができず、社内の人間が就寝時刻であっても、起床して対応している状況です。</p> <p>このようなことを続けていけば点呼者の体調及び点呼者の家族も電話によって起こされることになり、体調不良につながる可能性もあります。</p> <p>もちろん飲酒運転は撲滅する必要がありますが、それによって別の被害が出る可能性もあるのではないかと思います。</p> <p>例えば、アルコール検知器でのチェックは当初通り、出発時や到着時に行い、点呼については、常識の範囲内の時間(営業時間内)で可とする等の検討を頂ければと思います。</p> <p>また、アルコールチェックをするということ自体、知らない会社が多いのですが、きちんとやっている会社が正直者が馬鹿をみるようなことにならないことをお約束お願い致します。</p>
76	<p>アルコールチェッカーを用いて、管理するのは飲酒運転による悲惨な事故を防止するためだと思います。</p> <p>この法令改正の趣旨を考えると、検知器の供給状況から延期するのはおかしくないでしょうか?</p> <p>実際に、どれほどの供給状況なのでしょう?</p> <p>全てのメーカーが、供給ゼロなのでしょう?</p> <p>供給できる会社があるのであれば、延期をせずに、移行期間として運用を実施するのが、飲酒運転の悲惨な事故防止になるのではないのでしょうか?</p> <p>飲酒運転事故による、人の命と供給出来ないから延期とどちらが、重たいのでしょうか?</p> <p>飲酒事故の被害者遺族の事を思うと、延期には反対です。</p>
77	<p>2022年10月運用開始マストとした場合、アルコール検知器の手配が間に合わないので、一年の猶予期間を設けて頂きたいと思います。</p>
78	<p>アルコール検知器をメーカーに注文したところ、納期に1年以上かかる、との回答で、半導体不足の解消状況も見通しが立っていない、とのことでした。</p> <p>少なくとも1年程度以上の延期、かつ半導体不足の解消状況を鑑みて時期を決めていただけたらと考えます。</p>

79	<p>白ナンバー事業者に対する安全運転管理者の制度とアルコール検査について意見します。</p> <p>弊社は、小規模事業者ですが経営者に特定されると困るので匿名とさせていただきます。</p> <p>内容、安全運転管理者は名ばかりであり、ドライバーの自己判断であり立ち会いなんてできませんし、実運用がされておられません。</p> <p>対面で直行直帰の運転者には検査できませんし、電話を受けるのもやれていません。</p> <p>つまり、現行においては、中小規模事業者においては全く無意味なアルコール検査制度です。</p> <p>警察の立ち入り検査も無いし、事業所への監査もありません。</p> <p>北海道知床観光船の実態と同じように、事業者は経費が掛かる事や面倒な立ち会い検査はやっている事とし、実運用もほぼしないと考えられます。</p> <p>法令を作るだけでは事故はなくなりません。それは知床観光船の事故のように管理者は名ばかりで実際には何もしていないからです。</p> <p>毎年立ち入り検査をするような仕組みが必要と考えられますので、意見いたします。</p>
80	<p>安全運転管理者におけるアルコール検知器による確認義務化ですが、機器の準備が出来ない以上、実施不可しかありません。</p> <p>今後の対応として、政府から必要数配布する、または導入補助金の受付があれば、事業者としては費用負担が軽減され、実施に前向きに対応いただけると思います。</p> <p>「タダ」では出来ませんので。</p>
81	<p>アルコール検知器の使用義務化に係る規定に対する意見について記載致します。</p> <p>検知器の準備にあたっては、半導体不足の影響もあり市場供給が十分ではなく、各販売業者も、ここぞとばかりに品質のあまり良くないものを高値で販売する傾向にあります。</p> <p>また、検知器の購入はすべて事業者負担であり、センサー寿命があるため定期的に部品交換や機器の買い替えを行わなければならない、全国的に様々なものが値上げされている中で、こうしたコスト増によって経営が圧迫されます。</p> <p>運送業等、従業員が一定の時間に一定の場所から出退勤する事業所であれば検知器は1台でいいのかもしれませんが、訪問看護ステーションなどは、感染対策上の問題もあり直行直帰を行うため、営業車両に対してそれぞれ準備しなければなりません。</p> <p>少なくとも、一般業種検知器の義務化から除外するなどの措置、検知器の義務化の準備期間を延長する、運送業や中小企業以外も対象に含めた補助金を適用するなどの対応をしていただきたいと思ひます。</p>
82	<p>コロナ拡大の中毎日出勤時、帰宅時に息を吹きチェックをすることを疑問に感じます。</p> <p>もちろんその都度機械はアルコール消毒し換気はしていますが意味がないと思ひます。ただ感染を拡大させるだけのようにはか思えませぬ。</p> <p>自動車販売の会社ですがまず酒臭い方が出勤した時にお客様と対面する仕事として常識的にありえないと思ひますし仕事中に酒を飲むということが出来る職種は限られるような気がします。</p> <p>この検査自体も会社自体に問題があればいくらかでも不正ができると思ひます。</p> <p>感染対策で社内でも対策している中この無意味な制度で感染が起こったら最悪です。</p> <p>その業種で万が一飲酒運転が発覚したらその業種が連帯責任でアルコールチェックをしなくてはいけなくなるなど連帯責任にするほうが他社の監視の目が生まれるので良い気がします。</p> <p>ご検討いただけたら幸いです。</p>
83	<p>「最近のアルコール検知器の供給状況等を踏まえ、当分の間、安全運転管理者に対するアルコール検知器の使用義務化に係る規定を適用しないこととすること」とあるが、「当分の間」ではなく、例えば6か月後など期間を区切ったの早期の対応をお願いしたい。</p>
84	<p>対象となる全事業所にアルコールチェックを行うのは、負担が大きすぎると考えます。</p> <p>飲酒運転をしないのは常識中の常識であり、当たり前のことをチェックするために労力を割くのは生産性低下につながります。</p> <p>勤務中の飲酒運転事故が多発しているならともかく、たった1件の不幸な事件のために全国の99.999%の事業所に無駄なことをさせるのはいかなるものでしょうか。</p> <p>対象とするのは「飲酒運転で交通違反歴があるもの」に限り、飲酒運転のさらなる厳罰化(放火と同じくらいの量刑にする)で対応していただきたい。</p> <p>0.001%の非常識な人間のために全国民に余計な負担を押し付けるのはやめていただきたい。</p>

85	<p>アルコールチェッカーの供給状況が不十分との事ですが、実数としてどれくらい足りていないのでしょうか？ 入手可能な所もあるのなら、運用開始を実施して移行期間として、半年？3年程度含みを持たせるのが良いのではないのでしょうか？ 警察庁は飲酒運転の悲劇を鑑みずに、私企業の利益を優先しているのでしょうか？</p>
86	<p>アルコール検知器について品薄で入手困難な状況のため、取引のある業者に確認したところ、いつ入荷になるかわからないとのことで、10月には間に合わないかもしれないとの回答をいただいた。</p>
87	<p>延期して下さい。 オーダーしましたが、納期末定のみまで10月1日には間に合いません。</p>
88	<p>アルコールチェッカーによる管理について 半導体供給不足のためとなっているが、それ以前にバスや運輸等の運行管理者がおり、且つ事業場やプール出発地や帰着地とする業態はまだしも、営業やサービス等において事業場を出発地または帰着地としない業態であれば、車両台数分チェッカーも必要となる。併せて安全運転管理者はどのような管理(最低限どこまで)をすべきなのか、明確にしてください必要があるのと考えます。 また安全運転管理者の責任が非常に重くなるだけでなく、どうしても深夜、早朝、休日の安全運転管理者によるチェックで時間外労働の増加を強いる形になる。 半導体不足による10月1日施行延期に合わせて、各事業者の労働環境の悪化やチェッカー費用負担等についても考慮検討をいただきたくお願いします。</p>
89	<p>墨田区で事業を行うものです。運送業者のドライバーが飲酒をして事故を起こした一件により、アルコールチェックの義務化がなされるわけですが、これは事故を起こしたドライバー個人の問題が大きな原因で、悲惨な事故ではありませんが、感傷的に決めすぎと思います。 実際に、日本全体で5台以上を保有する事業者全てに、運用困難なアルコールチェックを義務化するというのは極めて非科学的です。 当社では、5台保有する車両を4台にしようという話も出ました。1台だろうが4台だろうが、問題のあるドライバーがいれば悲惨な事故が起こる恐れがあります。 それに昭和でもあるまいし、運転管理者が毎日チェックするなど、どの事業所に当てはめるおつもりなのか？これを義務化しようと決めた責任者は公の場で説明してほしいものです。 飲酒運転の罰則強化には賛成です。飲酒運転による業務上の事故が起こった責任として、事業者が何かしらのペナルティを負うこともあってよいと思います。 しかし日頃のオペレーションに対して、意味のない活動の妨げになるものを義務化してはいけません。 改めていただきたく思います。</p>
90	<p>白ナンバーの事業所です。 最近のアルコール検知器の供給状況等を踏まえ、当分の間、安全運転管理者に対するアルコール検知器の使用義務化に係る規定を適用しないことに賛同します。 アルコール検知器を使用した管理システムの導入にあたり、納期が10月までに間に合いません。</p>
91	<p>アルコール検知器を使用しての確認ができるようになれば、4月からの義務化内容の「運転者の状態を目視等で確認」は簡素化したほうがよいと思います。 呼気確認など、職場ではなかなかハードルが高い。</p>

92	<p>会社にて安全運転管理者をしています。</p> <p>弊社では、本年4月より運転者の酒気帯びの有無について、通勤含めると社員全員(45人程度)が運転者となるため、毎日確認とリスト管理を実施しております。</p> <p>10月からアルコール検知器を用いた確認が必要となるため、先駆けて各拠点に1台ずつ検知器を配布し、試験的に実施をしている現状です。</p> <p>この度、10月からの検知器を用いた確認は延期となりましたが、施行となった際には全員に配布・携行さ都度報告させる体制を取ろうと考えておりました。</p> <p>検知器の使用条件に「有効に保つ」とあり、フィルターについては約1年程度で交換となることから、毎年全員になると出費が大きいと考え、何か良い方法はないかと現在検討しているところです。</p> <p>本規則改正は、痛ましい事件が発端と認識しておりますが、弊社のような中小企業にとっては経済的負担は大きいと思っております。</p> <p>また、コロナ禍の現状をふまえると共同で使用するには、都度除菌もしくは使い捨てのストロー等も必要となってくると思ひ、頭を悩ませているところです。</p> <p>似たような意見も多いと思ひますが、何卒ご配慮頂きますよう、お願い申し上げます。</p>
93	<p>安全運転管理者です。アルコールチェッカーの納品が未定の為簡易的なものになると、信頼性が薄くなり管理が難しく、経費的にもあまり高額なものは避けたいのですが、10月1日からの施工実施が必ずは大変厳しい状況です。</p> <p>事前には進めていましたがコロナの影響で予算取りも厳しい状況です。</p> <p>猶予をもう少し頂戴できると大変助かります。</p>
94	<p>アル中の飲酒運転常習者による事故が、世の中にどれほどあるというのか?</p> <p>短絡的でアホな発想で、これほど産業会全体に大きな影響があるようなことを決定できるのは驚きです。</p> <p>立法・行政機関の劣化も極まれり。1億総白痴が流行後になってから幾星霜、クレージーな規則制定もほどほどにしろ。</p>
95	<p>(2) 安全運転管理者の対する義務付けについて意見を提出させていただきます。</p> <p>飲酒運転撲滅のための目的は十分に理解しておりますが、実務上以下の問題点が試行時点で問題化しましたのでご報告いたします。</p> <p>1、安全運転管理者が対面、もしくはそれに準ずる方法で運転者の飲酒の確認をする事となっておりますが、定時に出社する者以外、現場直行者あるいは社有車を通勤に使う者など、運転開始・終了時間がまちまちで(早朝から深夜まで)テレビ電話を使っても管理者が対応しかねます。確認は管理者と業務を兼ねる者でも良いとされますが、社員を就業時間外に待機させるわけにもいかず(時間外勤務が発生)精神的にも大きな負担になり実施が不可能でした。</p> <p>24時間体制で業務対応する事業も有り、何時運転開始するのも判らない状況での管理は不可能でした。(数週間試行しましたがTV電話の対応は現状停止状態です)。</p> <p>2、PC、スマホに連動するアルコールチェッカーの購入を予定していますが、記録は残りますがオンタイムでチェックするには管理者が常時対応しなければならず、1.のように対応は困難です。</p> <p>また、経費の負担が様々な面で重なる現状に費用の面で大変な負担になります。重ねて機器の不足で10月には間に合いません。</p> <p>3、現状は簡易なアルコールチェッカーを各自に配布し、就業時と終業時にチェックし記録するようにしていますが、運転者が10数人の小企業でもこのような状況です。</p> <p>実施可能な具体的な対応の方法をご教授願いたいです。</p>

96	<p>検知器入手困難の折ですが、八街のような事案の再発によりさらなる被害者が生じる可能性を少しでも減らすため、以下の諸点についてご検討願います。</p> <p>1. 義務化原則の維持について</p> <p>(1) 検知器が入手できた事業者の使用義務化は維持すべき。 (いったん令和4年10月1日実施と決めて対応を急がせた義務化を単に当分の間延期すると、安全運転管理者・運転手ともに手間と追加的費用のかかる使用に消極的になる他、事業者がさらに様子を見ようと検知器を買い控えたり、より安価で高性能の検知器の発売を期待して既に購入した検知器を返品したりする等事業者 現場、検知器メーカー 販売店等 様々なところに負の影響が及ぶおそれがある。)</p> <p>(2) 検知器を入手できない事業者のみ例外的に使用義務を猶予する立て付けとすべき。</p> <p>(3) せめて、改正通達に、令和4年10月1日または入手直後から検知器の使用等が必須である旨を各都道府県警が全事業者に指導する旨を記載してほしい。</p> <p>2. 検知器使用状況の把握等について</p> <p>10月1日以後、警察において各事業者の検知器使用状況を把握してほしい。</p> <p>方法は、登録フォームを設ける、郵送でアンケートを取る、といったことが考えられる。</p> <p>当初使用できていなかった事業者が使用するようになったときには随時登録・報告をさせ、警察側では最新の状況を把握して、事業者名は分からない形で統計的な公表も行う等し、未使用事業者への指導とも合わせて早期の義務化につなげていただきたい。</p>
97	<p>最近安全運転管理者に任命された者です。</p> <p>アルコール検知器の義務化に賛成できません。</p> <p>「安全運転管理者が当該義務を履行するためには、アルコール検知器を用意する必要があるところ、最近のアルコール検知器の供給状況等を踏まえ、当分の間、アルコール検知器の使用義務化に係る規定を適用しないこととする」とありますが、すでに検知器の種類 品質を考慮しなければ容易に入手できる状態だと思われます。当分の間の「当分」も不明確であり、供給状況を理由に延期するのは詭弁かと思われます。</p> <p>そもそもアルコール検知器でのチェックを必要とするまでもなく、緑ナンバーであれ白ナンバーであれ飲酒運転は厳禁であることは常識であり、それを安全管理者に責任を負わせるのはいかなものなのでしょう。</p> <p>また、アルコールだけチェックが必要なのか、違法薬物はどうか、合法的市販や処方箋による「眠気を引き起こす薬品」はどうかということになります。</p> <p>実際にそれらの重大な事故も発生しています。</p> <p>ある事件で白ナンバーの飲酒により事故が発生したことによりこの令案ができたと聞いています。</p> <p>それならば、話は飛躍しますが、包丁やバットなどによる殺人についても「管理者」による使用のチェックが必要なのと同様ではないでしょうか。</p> <p>様々な業種を考慮していな内容についても疑問が残ります。</p> <p>単にアピールするだけの、行き過ぎた規制ではないでしょうか。</p> <p>駄文失礼しました。</p>
98	<p>道路交通法施行規則の改訂に伴い、アルコール検知器使用についての意見と確認事項を記載する。(警察庁丁交指発第412号、丁交指発第116号について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者とは、安全運転管理者の資格がないものであっても良いと認識しています。これで問題ないか。</li> <li>・運転後の検査について、「退勤時に行うことで足りる」とあるが、運転終了後、数時間経過する退勤時となっても、退勤時のチェックで足りるのか。速やかに検査とならなくてもよいのか。</li> </ul> <p>安全運転管理者の選任条件に満たない事業所があった場合、安全運転管理者はいないがアルコール検知器を使用して確認は必要か。安全運転管理者がいない場合は、運転業務があったとしても検査が必要か否か。</p> <p>酒気帯びの基準以下の数値だった場合、0ではなくても運転可能か。</p> <p>「常時有効を保持」とあるが、正常作動の確認は、毎回行うのか定期的に半年毎等の確認で足りるか。</p> <p>道路交通法施行規則遵守は大前提だが、通達文書が曖昧である。</p> <p>白ナンバーと緑ナンバーの区別はほぼなく、同じレベルの規則であるように思える。</p> <p>意見としては、アルコール検知器の使用義務を定着させるだけで一定数の効果は期待できると考える。</p> <p>確認業務を煩雑にする規則は、飲酒運転外のミスにも繋がりがかねない。安全運転管理者の確認についてはもう少し緩和された規則となることを求める。</p>

99	<p>10/1よりのアルコール検知器義務化は、当社では機器の確保が出来ず、法律に対応できません。</p> <p>目視による運転前確認で良いのではないのでしょうか？</p> <p>機器の費用も削減できます。</p> <p>ご一考ください。</p>
100	<p>酒気帯び確認の方法において、直行直帰時の「目視等で確認に準ずる適宜方法で確認」と令和3年11月の通達にあります。</p> <p>当該通達の解釈につき、都道府県の警察署に確認すると「電話することが必要」と言われております。</p> <p>しかしながら、民間企業の営業職などでは、三交代勤務体制ではないこと、早朝深夜の直行直帰も稀ではないことから、電話をかける側および受ける側の負担が非常に大きいと言わざるを得ません。</p> <p>いわゆる働き方改革を進めるに際しての、大きな悩みになっておるのが現状でございます。</p> <p>そこで、例えば「なりすまし防止機能およびクラウドデータ送信型付きのアルコール検知器」を使用しているという前提などのもと、アルコール検知器の値が0.00mg/Lであれば、クラウド上での事後確認・承認でも同通達に適合的である、というような取り扱いにさせていただきたく存じます。</p> <p>何卒ご検討をお願いいたします。</p> <p>【参考: 該当部分の文章】</p> <p>第3(2)「目視等で確認」とは、運転手の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいう。</p> <p>運転手の酒気帯び確認の方法は対面が原則であるが、直行直帰の場合など対面での確認が困難な場合にはこれに準ずる適宜の方法で実施すればよく、例えば、運転者に携帯型アルコール検知器を携帯させるなどした上で、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転手の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知きによる測定結果を確認する方法</li> <li>2. 携帯電話、業務無線その他の運転者と直接会話できる方法によって、安全運転管理者が運転手の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる方法等の対面による確認と同視できるような方法が含まれる。</li> </ol>
101	<p>制度の意義は理解できるのですが、十把一絡げにするのは如何なものでしょうか。</p> <p>私の勤務先は、指定自動車教習所です、技能教習で路上教習に出ることもあります、その途中で飲酒することがありえない職種です。</p> <p>また、トラックドライバー等の話としても、帰社後飲酒チェックした場合、仮に飲酒していたとしたら、すでに飲酒運転を終えています。</p> <p>一体、どれだけの会社がそれを隠蔽せず、正直に通報するのでしょうか？</p> <p>その事自体も、疑問です。</p> <p>どこまで緩和するのか、その線引は難しいかと思いますが、形だけの制度作りではなく、実態を伴った制度作りをしてもらいたい。</p>
102	<p>アルコール検知器の使用義務化について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.10月までに必要数量の確保が困難であること。</li> <li>2. 新型コロナウイルス感染症予防の為、検知器を共有する事が出来ず運用に多額の費用が必要。</li> <li>3.目視による飲酒チェック制度でも十分運用管理ができる。</li> <li>4. 安全運転管理者への業務負担増加が懸念される。</li> </ol> <p>以上の理由で目視チェックでの運用制度に変更、若しくは使用義務化を延期する事を提案します。</p>
103	<p>訪問介護事業に於いては、24時間365日運営を行っている事業者が多く、深夜勤務になると1名体制での業務になることも多々あります。</p> <p>その中で、安全運転管理者が毎回アルコールチェックを行うことは、9:00～18:00勤務後の深夜に対応をすることとなり業務負担となってしまう、日中の業務に支障をきたすことや、その対応に伴い対応者の居眠り運転を誘発することになりかねないため、大変危惧をしています。</p> <p>ただでさえ業界自体の入職率が芳しくない中、益々入職者が少なくなり事業自体の継続が難しくなることも考えられます。</p> <p>これは福祉・医療事業全般に言えることだと思しますので、対象を外す等の処置をご検討いただきたいと思います。</p>

<p>104</p>	<p>アルコール検知器の導入についてですが、安全管理者が全ての検査に対応するのは無理があるため、規準を守るには、従業員20名以下の小規模事業者でも、データ通信が可能な高価な検知器を導入する必要があります。(20万? 120万程度)</p> <p>さらに、半導体不足もあって価格に見合った検知器が購入できない。</p> <p>そもそも飲酒運転をするような業者は経営状態の悪い中小企業が多く、義務化されても検知器を購入しないケースが出てくると予想できる。</p> <p>このようなケースが予想出来ても義務化するのであれば、検知器は国が規準に合うものを安価で提供すべきだと思う。補助金なども一定の効果はあるが、一番効果が高いのは一律で国が提供することで間違いない。</p> <p>事業者側としてはもアルコール検査に使用する利益を生まない労力が増えるわけで、その土台を用意することは義務化を促した国が行ってほしい。</p> <p>そうしてくれれば積極的に検査に協力する業者も増える。</p>
<p>105</p>	<p>アルコールチェッカー使用の必要性について意見させていただきます。</p> <p>近年、体質や年齢によって飲めないまたは断酒する方が増えております。</p> <p>また、飲酒運転はかなり異常な状態であり、あり得ない行為であることが一般常識です。</p> <p>よって、時代背景にも一般常識にも沿わない一律チェッカー使用には合理性がありません。</p> <p>お酒を飲まない者が業務で車両を利用するためだけにチェッカーを使用している姿は滑稽でしかなく、これではチェッカー使用が単なる儀式に成り下がり、その儀式の継続は運転者も安全管理者も引き締め感が薄らぎます。</p> <p>そもそも飲酒運転は常習性があるか深酒をしがちな者に該当し、通常の運転者が行うものではなく、また、自分で酒気帯びを認識できないとか、周囲が気付かないわけがないものです。</p> <p>もし気付かないのであれば安全運転管理者の業務履行状況もしくは社風の問題であり、チェッカーを使用したからといって改善できません。</p> <p>単純に運転者の飲酒習慣を確認し、記録し、注意すべき人物には日頃から指導を継続すれば済むのではないのでしょうか?</p>
<p>106</p>	<p>安全運転管理者に対するアルコール検知器の使用義務化に係る規定を延期ではなく努力義務にすべきではないでしょうか?</p> <p>目視等での義務化はスタートしているものの、検知器の使用義務化まで実施しなくてもいいという誤認識が助長する恐れがあると思います。</p> <p>飲酒運転による事故は様々な人を一瞬で不幸にします。</p> <p>情報を一生懸命集めて10月1日より以前にスタートしている企業も沢山あると思います。実施済の企業と未実施の企業との間でも不公平感が生じると想像します。</p> <p>当然実施のためには企業も費用を投入するわけであり、やったら損という風潮が起きないことを願います。</p>
<p>107</p>	<p>4/1からの確認記録に係る事務の効率化も併せて、10/1施行予定のアルコール検知の義務化に伴い、当社では、パソコンと接続して記録する検知器を本年3月に発注していますが、発注から半年近く経っても未だに入荷時期が未定状態で、このまま法が適用されると対応することが困難となります。</p> <p>このような事業所は多くあるのではないのでしょうか。</p> <p>適用するのは、製品の供給が満足である状況が前提でなければならないと思います。</p>
<p>108</p>	<p>非常にばかばかしい法律だと思います。まともに機能するとは思えません。</p> <p>5台以上保有などと条件を付けることがまず意味がないと思います。</p> <p>即刻撤回をして欲しいです。</p>

109	<p>・コロナ禍において、手指アルコール消毒をしており、アルコール検知器が誤検知する恐れがないか。 (2021.9.27JR西日本 運転士アルコール検知のため新幹線運休 原因 検知器保管ロッカーで消毒用アルコール液漏れし、検知器反応)</p> <p>アルコール検知器を複数の社員で利用するため、コロナ禍において検知器を介してコロナに感染する恐れがあるのではないかと。社員一人一人にアルコール検知器を持たせるほど経営に余裕がない。</p> <p>・アルコール検知器を「常時有効に保持」とあるが、建設業のため夏場は高温となる場所でしか保管ができず、検知器の誤検知や故障に繋がりがやすく、買替コスト増加により経営が圧迫されるのではないかと。</p> <p>・汎用のアルコール検知器は、1年程度しかセンサーが持たず、毎年買替となるためコスト増加となるだけでなく、不燃物ゴミ排出量増加により環境にもよくないのではないかと。</p> <p>法令化するならば、アルコール検知器の購入に対して補助金による支援等が必要ではないかと。</p> <p>購入後に申請では効率が悪く事務費用も多額にかかるので、店頭販売時に補助金を差し引き、販売店が国に請求する方式でお願いしたい。</p> <p>・飲酒運転防止策として、飲酒運転関係違反に対する更なる厳罰化(懲役年数の増、罰金額の増)や事故を起こさなくても飲酒運転違反者の氏名公表をして、抑制してはどうか。</p> <p>飲酒運転取り締まりの強化警察だけでなく、外部委託による飲酒運転取り締まりを強化し、飲酒運転撲滅を図ってはどうか。</p>
110	<p>1.運転者のアルコール検知器によるアルコール測定後、携帯電話、業務無線その他の運転者と直接対話できる方法によって、安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告することが義務づけられているが、管理者がすべてのドライバーと電話等による直接会話での確認は困難という声が多い。</p> <p>アルコール測定結果が0.01ml以上の運転者のみ上記確認が必要な義務内容に変更をご検討いただけないかと。</p> <p>もしくは、検知器をつかってPCやクラウドに顔写真と共に検査結果のデータを保存する仕組みがあれば、電話連絡は免除することで再検討願います。</p> <p>また、高精度の検知機を利用し、センサーがアルコールをわずかでも検知した場合、管理者に速やかにメール通知と電話発信通知するシステムを構築し、陽性者を見逃さない仕組みを構築することで、自己申告や声のトーンだけを頼りにしたチェックと比較しても、高い確率で飲酒運転リスクを回避できると考えるが、この件について見解をお示しいただきたい。</p> <p>2.自家用車を業務に使用する場合のアルコールチェック義務の可否など、所轄警察署からの回答が異なっていると検討企業さまよりお話を伺っています。法の解釈が個や組織によって異なるように改正願います。</p> <p>Ex)九州のある県警は検知データのクラウド管理はNGと回答しているが、別の県警はOKと回答している。同一企業で複数事業所がそれぞれの県にある場合に、各県警で回答が異なり混乱を来している。我々サービス提供側にその回答を求められる場合がある。</p> <p>3.誤検知発生確率が高い半導体式ガスセンサーは、測定を実施いただいても、アルコールを検知できない可能性があり、本義務化に対する対応として不適切であると警察よりご提示いただきたい。</p> <p>警察より一定の品質基準(採用センサーの測定精度の数値化)を明示いただきたい。</p> <p>4.管理者とドライバーとの点呼をAIなどにより簡易化した場合でも、確認として問題ない旨、承認いただきたい。</p> <p>5.アルコール検知器導入業者への補助金、アルコールチェックサービス業者への補助金をご検討いただきたい。(電気化学式採用業者のみ適用等の条件付き)</p> <p>6.飲酒運転を行ってしまった、企業への罰則規定の明確化をお願いいたします。また、アルコールチェック管理体制の確認の実施いただきたい。</p>
111	<p>「業務に使用せず、個人が所有・管理しており通勤のみに使用している自動車であれば、台数の算定に含みません。ただし、業務に使用する場合は、自動車の名義に関係なく、台数の算定に含める必要があります。」と山形県庁HPのQ&amp;Aには明記されていますが、「業務に使用せず、法人が所有し、役員が通勤のみに使用する自動車の場合、台数の算定に含む。」と茨城県警察署担当者からは回答がありました。</p> <p>この場合、役員の出退勤時にアルコールチェックを行うことは現実的ではない、また、通勤が業務に含まれることになるのであれば通勤災害ではなく労働災害となるが、そのあたりは両立ができるのでしょうか？</p> <p>役員による通勤が業務上使用として算定に含むのであれば、どのような役員でも業務遂行性を得ることとなり労災の適用を受けることができるのではないかと。</p> <p>現状の制度導入の段階では一律に現在の算定基準で義務化するの、難しいのではないのでしょうか、より細かい段階を踏み対象を絞りつつ導入への問題点などを明らかにしていくことが良いと感じました。</p>

112	<p>10月1日から施行実施のアルコール検知器でのチェックですが、検知器を社員数十人での共有使用にあたり、コロナ禍に於いて感染防止の観点から時期尚早かと思えます。</p> <p>1回チェックするたびにアルコール除菌機器への動作悪影響も懸念されます。</p> <p>後ろ向きな見解で申し訳ございませんが、ご意見させていただきます。</p> <p>ちなみに、検知器の必要個数は確保済です。</p>
113	<p>アルコール検知器の性能差や有効期間があることの認知度が低く、管理コストも高いため、検知器無しの場合と効果に差がないどころか調べた気になる分マイナスにもなりうる。</p> <p>法に定める運転機能の管理は口頭確認と記録保存のみとし、検知器による確認は原則努力義務とし、不足する場合のみ検知器も併用する、で良いと思われる。</p>
114	<p>現在、市場で販売されているアルコール検知器は1,000円～10,000円ですが、ほとんどはコロナウイルス対応にはなっていません。</p> <p>しかも利用制限があり概ね5000回利用すると交換する必要があります。中小企業では営業マンが10人いれば社有車か個人所有かは別にして10人が運転します。</p> <p>運転手10人の企業では毎日20回利用すれば250日しか持たない計算となります。</p> <p>また、これだけコロナウイルス感染拡大が続く中、多くの人が持ち回りで車運転の最初と最後にアルコール検知器に触り、息を吹き替えることは、非衛生的であり、コロナウイルス感染者がいればたちどころに拡散するリスクが増加することになります。</p> <p>この度の道路交通法改正はコロナウイルス拡大前に法案ができており、平時であれば何も問題はありますが、現状の戦時体制には不適當です。</p> <p>2022年10月から施行予定のアルコール検知器実施は当面の措置として、無期限延期するのが国民の命と安全を守る政府の取るべき対応です。</p>
115	<p>アルコール検査器による検査の延期は半導体の供給不足等もあり規則の施行日の延期は賛成である。</p> <p>法規則自体も、アルコール検査の義務付けでなく、目視等で検査後、必要に応じて検査することができるよう見直し改正した方がよい。</p>
116	<p>警察の皆様には、日ごろの我々の安心な生活を支える安全運転活動に深く感謝申し上げる。</p> <p>白ナンバー対象の飲酒検知義務化は対象が広すぎて実効性に乏しいと感じる。</p> <p>既に勤務先では先行してアルコール検知器による乗車前降車後のチェックを行っているが、安価な汎用の検知器しか買えないため、2ヶ月ですですに1割以上のアルコールチェッカーが故障している。</p> <p>記録は測定していなくても飲酒していても検知なしと記録できてしまう。</p> <p>1年もたてば、ただ運転月報に○を付けるだけの形骸業務が全国でおこなわれることになる。</p> <p>特に事務所からではなく自宅から現場へ直行する場合、歯止めにならない。</p> <p>従来の飲酒取り締まりは警察官に呼気を嗅がせ疑わしい場合に検知していたが、このような原始的な方法によるのではなく、止めたら直ちに簡易な検知器でスクリーニングしたのち、疑わしい場合に正確に計測して法令違反の有無を判断した方がよい。</p> <p>また、茨城の死亡事故はレアケースで、めったに起こらない同様の事例を防ぐよりも依存症などの理由で定期的に飲酒運転を行っている者を休日や夜間に検挙した方が平日昼間の飲酒事故も抑制できると思う。</p> <p>海水浴帰りの休日夕方や深夜の高速道路の料金所の飲酒検問が一番実効性があると思う。</p> <p>コンプライアンス重視で経営層の保身行動が強化され、従業員はチェックと報告でがんじがらめになっている。やらせることが増えると大事なチェックや安全行動がおろそかになる。</p> <p>30キロ道路の速度取り締まり、横断歩道の一時停止、深夜の信号無視など、重大事故につながる取り締まり事項がたくさんある。</p> <p>今後急速に自動運転が普及し、安全サポート機能のない飲酒運転者ばかりが重大事故を起こす時代になる。</p> <p>安全サポート機能のない車両への大幅な増税、自賠責保険料の引き上げをぜひお願いしたい。</p>
117	<p>本件につき、賛成致します。アルコールチェック義務化の趣旨は理解できるものの、本年10月までにアルコール検知器を揃えることは、検知器の品薄状態がいまだに解消されていない現状を鑑みると、厳しいことです。</p> <p>検知器の品薄状態が解消される時期までは、検知器によるアルコールチェックの義務化は見合わせるべきと考えます。</p>

118	<p>アルコール検知器の供給不足もさることながら、その仕様、性能、有効期間が多様であり、また、検知器の使用方法により検査の正確性に疑問があります。</p> <p>検知器頼りではなく、対面での観察や確認を重視すべきだと思います。</p> <p>また、今回の供給不足が一旦は解消されたとしても、有効期間が経過した検知器の更新を行う際に再び供給不足となり、必要な機器が調達できない場合に即違法となる恐れがあり、安全運転管理業務の混乱が予想されます。</p> <p>一時的な期限延長ではなく、今後の世界情勢や経済状況の変化も視野に入れた対応をお願いします。</p>
119	<p>アルコール検知器に関して、1000円以下の製品から200,000円を超すシステムまで様々な商品が売っていますが、もっと細かく定めないと高額な検知器をばったくりで販売する事業者が出てくると思います。</p>
120	<p>直行直帰の場合、早出・遅い戻りとなり、目視確認のためになると反を買うと思われれます。</p> <p>従業員を配置する必要があります。</p> <p>運送会社 タクシーなどの24時間勤務などでないと、確認するための従業員を確保することになり、非常に運用が困っております。</p> <p>アルコールチェック機器を導入した場合、写真・動画の保存により、タイムリーな目視は不要としてはほしいです。</p> <p>大手企業や、守衛などがいるところでは対応可能と可能と思われれますが、人手が足りない拠点では難しく、アルコールチェック機器の準備だけで形骸化する対応になると思います。</p>
121	<p>半数の企業が10/1に向けて急いで準備したのにもかかわらず、延期となると反感を買うと思われれます。</p> <p>一刻も早い義務化を希望します。</p> <p>延び延びになると、取りあえず中国製の安価なもので様子を見てという企業が多くみられ、正確な検知ができず事故につながる可能性が高まる恐れがあると考えられます。</p> <p>検知器の基準に関しても、しっかり定めていただきたいです。</p>
122	<p>安全運転管理者も従業員であり、直行直帰の職場であって、早朝からまたは深夜の帰着時に電話等での確認を義務付けると、所定労働時間外での対応が常態化することになり、働き方改革に逆行することになる。</p> <p>報告 確認の方法を時間外はメールでの報告も可能にするなど、一部の人に負担が大きくなるように配慮していただきたい。</p> <p>また、所定労働時間外で報告を待っている間の待機時間についての労働性(労働時間の考え方)について労働局とも調整いただき、指針を示してほしい。</p>
123	<p>アルコール検知器の供給状況を踏まえ、10月1日の適用を予定していた使用義務化に係る規定を当面の間適用しないこととされているが、千葉県八街市において発生した事故を踏まえて関係閣僚会議にて緊急対策が決定された経緯もあることから、至急の適用に向けて進めるべきである。</p> <p>10月1日の適用が叶わないのであれば、適用までの具体的なスケジュールについて検討・公表が行われるべきである。</p> <p>また、安全運転管理者は複数の営業所を兼任することはできないとされており、その理由として、公表資料「安全運転管理者等に関するよくある質問」の中では「適正な安全運転管理業務を行うため」との記載がある。</p> <p>営業所の兼任を禁止することが、必ずしも安全な運行管理を行うことに直接的に繋がるのかは不明瞭であり、人材確保の観点やデジタル技術の発展も踏まえ、今回の業務拡充に併せて兼任を認めるべきである。</p>

124	<p>アルコールチェッカーはセンサーの期限が千回もしくは1年で交換が推奨されるなど改正法を順守して従業員に毎日2回測定させると頻繁に買い替えが必要になります。</p> <p>センサー交換タイプでない場合は、使用期限切れた大量の廃棄物が出るので環境に負荷がかかります。</p> <p>昨今の半導体不足云々に関わらず、改正法の施行規定適用は無期限にやめてほしいと思います。</p> <p>安全運転管理者は事業所の交通安全確保のため、目視でも十分従業員の飲酒の有無は確認できますし、安全運転管理者は必要に応じてアルコールチェックを行うことという規定で十分足りるはずです。</p> <p>運転前にアルコールチェックを行った後、従業員が安全運転管理者の指示を無視して飲酒をし事故を起こすことも想定できるので、この場合アルコールチェッカーを導入しても防げません。</p> <p>複数の小学生が通学中に飲酒の白ナンバートラックにひかれるという痛ましい事故を受けての法改正だと思われますが、すべての事業所でアルコールチェッカーを導入したとしても、飲酒する人は個人でも仕事でもどうやっても飲酒して平気で運転します。</p> <p>そもそもこの事故は飲酒を見逃していた事業所の安全運転管理者の機能不全、管理職の管理能力不足、通学路の安全性確保のといった問題が主な原因です。</p> <p>このようなごく少数のならず者のために全事業所が多額のコストと手間を半永久的に負担させられるというのは明らかにおかしいと思います。</p> <p>改正法の施行は永遠にやめてほしいです。</p>
125	<p>1年ほどで交換しなければいけないアルコールチェッカーを使用する会社が多いと思いますが、それらの廃棄について環境面からはどのようにお考えでしょうか?相当多くの廃棄物発生が予想されます。</p> <p>また、朝早く直行直帰する場合、目視確認は電話を含め不可能です(やったとしても相当な負担が従業員にかかります)。たまたま直行直帰ならまだしも、毎日などの営業所もあります。</p> <p>もっと現実的な案への修正が必要かと思います。</p>
126	<p>1. 白ナンバーの乗用車5台以上の全ての事業所へのアルコール検知器による検査の義務化に反対です。</p> <p>運送業 運搬業などはアルコール検知器による検査は行うことには賛成ですが、中小規模の一般企業など営業車が5台あるからと言って検知器まで義務化するのには過剰だと思います。</p> <p>これらの一般業種は目視による検査とすべきです。</p> <p>例えば従業員が100人で営業車が5台の場合でも、衛生上の問題やモラルハラスメント(他人の息の掛った検知器を使いたくない)の問題もあり、使用頻度に関わらず検知器の購入台数が人数分100台必要となります。</p> <p>購入費用、消耗品などのランニング費用も莫大になり、事業所の負担が大きいことなどが理由です。</p> <p>2. アルコール検知器の精度認定が必要である。</p> <p>様々なメーカーからアルコール検知器が販売されていますが、安価なものから高価なものまでいろいろあります。</p> <p>また、検出方法も様々で検知結果の表示方法もばらつきがあります。</p> <p>これらは警察庁が精度を確認して認定したものにすべきです。</p> <p>検知精度が低いものであれば、当然アルコールを飲んでいても、検知されなければ「問題なし」として運転可能となります。</p> <p>また検知が高く出る物であれば、「奈良漬け」など食べただけでも検知されてしまい、過剰検査となります。</p> <p>検知器は警察庁が認定し、且つ、常時検知機能の劣化が無いか確認したものだけにすべきです。</p> <p>いい加減な検知器でも良いとするならば、目視検査だけで十分です。</p>
127	<p>アルコールチェックの義務化に関して、アルコール検知器の供給の問題から測定義務化を延期すること、理解しました。</p> <p>今後供給が問題なくなり、当初予定どおり測定義務化が施行された場合、あわせて義務化されている「対面による酒気帯び確認」の必要性を今一度議論いただきたいです。</p> <p>機器によりアルコールが検出されていないことが明らかな場合は、対面による酒気帯びチェックは不要、アルコール検知器が準備できない場合のみ第三者による対面チェックを義務化、としてはどうでしょうか。</p> <p>弊社においては既にアルコール測定器を導入していたため、測定器による測定とあわせ、対面による酒気帯びチェックを運転前後で行っているが、測定器で客観的に飲酒していないことが明らかな状態であるのに、人による確認を二重で行うことの必要性、意味について疑問視する声が多いです。</p> <p>特に深夜・休日等に急遽業務上運転が必要となった場合、アルコール測定器による測定の他、第三者による酒気帯びチェックのために他のメンバーを深夜時間帯に電話して起こし確認を取らすこととしており、職場全体の労働時間が増大する等働き方改革を進める中で逆行した運用となり現場として大変負担になっています。</p> <p>アルコール測定器による測定値が正確であること(改ざん不可)や顔写真撮影等で本人による測定が確認されている、等の条件付きでもいいと思いますが、「機器測定のみ」の確認について検討をお願いいたします。</p>

128	<p>介護保険事業における。訪問介護事業において、勤務職員の状況として、正規職員・嘱託職員 臨時職員・パート職員にて運営しています。</p> <p>パート職員以外は公用車を使用し業務を行い、パート職員は本人の自家用車にて業務を行い、パート職員本人自宅から利用者宅の往復を行う体系です。</p> <p>9月より公用車を使用の職員には、アルコール検知器にて検査準備ができましたが、直行直帰のパート職員への検知器の準備が出来ていません。</p> <p>今後、次の点を検討していただきたいこと</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.一人に1台ずつ検知器を購入するのに費用がかかること</li> <li>2.検査において他の職員が確認できないこと</li> <li>3. 公用車でないこと</li> <li>4. 直行直帰であることが、あげられます。</li> </ol> <p>また、当法人以外でも介護保険事業の収入減少や人員の確保も困難な状況がある中で、今後経費等がかさむことは、事業の存続にも影響してくると思います。</p> <p>パート職員(自家用車 直行直帰)の職員の免除の方、要検討をよろしく願いたします。</p>
129	<p>アルコール検知器を必要分確保出来ない。また、確保できる見込みが有る物が精度の低い物なので意味をなさない。受給と供給のバランスが崩れ必要以上に高い値段で買う必要性が出ているので時期見直しを検討していただきたい。</p>
130	<p>安全運転管理者は、従来以下7つの業務を行う必要があると確認しました。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 運転者の状況把握</li> <li>2. 運行計画の作成</li> <li>3.交代要員の配置</li> <li>4. 気象時の安全確保の措置</li> <li>5. 安全運転の指示</li> <li>6. 運転日誌の記録</li> <li>7. 運転者に対する指導</li> </ol> <p>5台以上の社有車を保有する会社を営んでいます。時流によりアルコールチェックの必要さは理解できますが、トラックやバスのような運送業を営んでいるわけではないので、同等の管理日誌を記録するのは業務の妨げです。</p> <p>社員の運転可能な車種(大型や原付など)や事故歴の確認くらいならいいのですが、「ちょっとそこまで買い物」程度の運行日誌はバカバカしいです。</p> <p>平均走行距離が150km以上であれば必要など基準をつけてください。</p> <p>ただでさえ住民税の特別徴取の義務化や業界特有の記録簿を義務化され、さらに車までとなると業務負担が増えるばかりです。</p> <p>白ナンバーで20台未満は上記1とアルコールチェックくらいにしていっていただきたいです。中小企業には負担が大きすぎます。切に願います。切に。</p>
131	<p>「最近のアルコール検知器の供給状況等を踏まえ、当分の間、安全運転管理者に対するアルコール検知器の使用義務化に係る規定を適用しない」というのは、検知器の供給が間に合っていないということでしょうか？</p> <p>検知器無しで安全性(酒気帯び防止)が担保されるなら、このまま検知器の義務化はなくせばいいし、もし検知器無しで担保できないなら早急に供給確立をサポートすべきですが。</p> <p>どうするつもりなのでしょう？</p>

132	<p>1. アルコールチェック延期期間は、おおよそどのくらいになりますか。 クラウド型チェッカーの購入を検討していましたが、納期が間に合わずまだ購入出来ていません。 今後、機器購入による莫大な初期費用と管理費用がかかるだけでなく、時間的制約が大幅に増加する見込みです。 機器購入の問題だけでなく、いつまでに何をどのように準備しておいたら良いのか手探りな状態です。 延期期間の見込みを教えてください。</p> <p>2. 安全運転管理者の労務管理についてどのようにお考えですか。 弊社は24時間営業ではありませんが、不定期に早朝・深夜時間帯の業務を行っています。 平日業務がメインですが、祝祭日においても不定期業務があります。 弊社の業務は、青ナンバー車両のように車両運行自体がメインではありません。 単に業務で使用する機器の運搬及び移動手段として、白ナンバー車両を使用しています。 安全運転管理者の対面チェック義務というのがありますが、管理者が24時間対面チェックを行うというのは現実的に不可能です。 同様の条件の会社は多いと思いますが、同ケースの安全運転管理者の労務管理対策をどのようにお考えですか。 安全運転管理者の負担や時間的制約について、対策案・改善案をどのように想定しているのか教えてください。</p>
133	<p>アルコール検知器を製造販売しているメーカーです。製造工場は主に中国にあり、新型コロナによるロックダウンや半導体不足等の懸念はございますが、相当量の製造供給体制は確保できているため、アルコール検知器義務化実施時期としては今年度末、2023年4月1日より実施が妥当と考えております。 義務化延期発表後においても、すでに導入を決めている顧客からはそのまま導入の意向は変わらず、また導入を検討中の顧客からの問い合わせも多い状況は続いています。 当初の10月1日を期限として先行して導入を進めている事業者との公平性を鑑み、先延ばしとしては半年が限度かと存じます。 多くの事業者がその責任において飲酒運転の撲滅に動いている機運は法改正の狙い通りであり、メーカーとしてもしっかりと供給責任を果たしていく所存です。</p>
134	<p>私は〇〇にて会長を務めている〇〇と申します。 この度の内閣府令により、当分の間、アルコール検知器の使用義務化に係る規定を適応しないこととするのは会員法人は非常に感謝申し上げたいと思います。 常勤の訪問介護員は社有車を使用するため一旦出社しアルコール検知器を使用することは可能です。 しかしながら、直訪・直帰型の訪問介護員は私有車輛使用で安全運転管理者が常に管理していくことは困難であるとの意見が大多数を占めます。 問題点は以下です。 ○短時間勤務者全員へアルコール検知器貸与の費用補助はないか ○飲酒しない訪問介護員も義務付けか 1日数件の訪問に際し都度運転の際にアルコール検知器を使用か ○安全運転管理者のみならず出社しない訪問介護員を都度チェックできない 以上ご査収の程、よろしく願いいたします。</p>
135	<p>今回の道交法改正によるアルコール検知器を用いた運転前後のアルコールチェック義務化の趣旨自体は大変素晴らしいことだと思います。 しかしながら、安全運転管理者が運転するもの全てを目視等で確認し、尚且つアルコール検知器の結果を記録せよというのは、中小企業にとって多大な労力をかけなければなりません。 働き方改革が叫ばれている中、法律により業務を増やすというのはいかがなものでしょうか？ なるべく業務を増やさずに法対応を行おうとすると、外部から運転前後のアルコールチェックをし、記録するというパッケージを導入せざるを得なく、コストも非常に掛かります。 アルコール検知器による記録の義務化を延期ではなく中止として頂きたいです。 もしくは、大企業からスタートし、中小企業には猶予期間(少なくとも数年)を設けて頂きたいです。 もっと言えば、車自体にアルコールを検知するとエンジンがかからない機器の設置を義務付けて頂きたいです。</p>

136	<p>社会福祉施設では、通院 通所送迎の際に職員が公用車を使用しています。また、障がいのある方が運転手として福祉的就労を行っているケースもあります。</p> <p>アルコールチェックの必要性は理解できるのですが、現在の新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑みると、アルコールチェックの機器に呼気を吹き付けてアルコール検知を行うことは飛沫感染のリスクがあり今の時期に適していないと思われます。</p> <p>また、個々の職員 ご利用者アルコール検知器を一台づつ支給すると費用がかかりすぎるので非常に難しいです。飛沫防止等の感染症対策に対応したアルコール検知器があれば教えていただきたいです。</p> <p>また、障がいのある方でも使いやすい機器はあるのでしょうか。</p> <p>アルコール検査の義務化の前に機器の説明や紹介。感染症対策に適した使用法の説明等も適切に行っていただきたいです。</p>
137	<p>「最近のアルコール検知器の供給状況等を踏まえ、当分の間、安全運転管理者に対するアルコール検知器の使用義務化に係る規定を適用しないこととすること」を方針として検討されているのは、昨今のアルコール検知器の入手困難な(注文しても納期未定といわれ、半年以上は待たされる)状況を鑑みるに、至極まっとうな内容であり、実態に即した必要な判断と思われます。</p> <p>本方針が確定しなければ、アルコール検知器が入手できず、世間が混乱するのは明らかであり、確定することを強く切望します。</p>
138	<p>深夜早朝帯の緊急出動の可能性のある業種において安全運転管理者の対面に準ずる確認を要する等の条件はあまりにも過酷で働き方改革の大きな障害です。</p> <p>飲酒運転の撲滅は重要ですが、もっと効果的な他の方法を考えて下さい</p>
139	<p>安全運転管理者に対するアルコール検知器の使用義務化に係る規定を適用しないことについて賛成いたします。</p> <p>検知器の供給に関する問題のようですが、私が個人的に購入した検知器は、極めて粗悪品でありました。</p> <p>おそらく、いい加減な検知器を買わされても判別が難しいでしょうし、詐欺まがいの商品が蔓延することと思います。これからずっと続ける施策であれば、市場にはしっかりとした、信頼性 信用性の高い検知器しか流通しないようなルールづくり、監視体制が必要だと思えます。</p> <p>「何でもいいからやればOK」と言う姿勢であれば、検査をやる側もいい加減になりますし、制度そのものの存在が意味のないものとなります。</p> <p>信頼性のあるしっかりとした検知器となると、それなりに価格も上がると思えます。企業によっては、今後大きな出費となっていくしますので、国から助成される制度の導入も検討願えればと思えます。</p> <p>それと、この機会ですので、もう1点コメントさせて頂きます。</p> <p>それは、「目視等による確認」についてですが、直接面接して確認できない場合は、電話等による確認でもよいとされています。</p> <p>しかし、これが体制面や費用面から大きな負担となっており、正直、うまく運用できておりません。形骸化するのとは明らかです。</p> <p>この規定は、職員の稼働実態や事業所を取り巻く環境が異なる業種全てに対し、一律に単に「やってください」と言っているだけでちょっと乱暴すぎます。</p> <p>実際の現場では、机上で考えている以上に様々な問題があり、大きな負担となっています。</p> <p>検知器を用いての確認は何とかなりますが、「目視等による確認」については、負担軽減のため、見直しすることを提案させて頂きます。</p> <p>余計なことですが、私は、これまでの職歴や現在の仕事柄、地元の複数の警察署へ訪問し、署員の方とお話させて頂く機会が多いのですが、署員に対するアルコール検査の実施について、残念ながらしっかりと行われている、民間のお手本になっているとの印象はありませんでしたし、問い合わせに対しても困惑している様子が窺われました。</p> <p>つまり、この制度自体、まだしっかりととは詰められていないと感じることができました。</p> <p>以上です。長々となりましたが、読んで頂きありがとうございました。</p>
140	<p>「当分の間、安全運転管理者に対するアルコール検知器の使用義務化に係る規定を適用しないこととすること」に賛成です。</p> <p>アルコール検知器での義務化は多く、得られる効果より、コストの負担が大きと考えます。</p> <p>さらに言えば「当分の間」は外していただきたいと思えます。</p>

141	<p>乗務前、乗務後にアルコール検知器を使用し、結果を記録し、アルコール検知器を常時有効保持する義務化を2022年10月1日から施行されるに向けて、当社のみならず、アルコール検知器メーカーは、増産体制に向けて、検知器を構成する部品、パーツ等の調達努力、及び、組立や検査体制を増強してまいりました。</p> <p>その結果、調達に関しては仕入先との注文数の確約、組立や検査体制に関しては設備やリソース（人員など）の増強を行うなど投資をしております。</p> <p>これらの増産体制を維持する為には、それなりに強い需要の維持が必要となります。</p> <p>需要が低調になれば経営的に大きな打撃を受けてしまいます。</p> <p>また、今回の内閣府令の改正案は、10月1日からの義務化を解くという内容である有る為、義務化無期限となると、アルコール検知器を導入できていない企業にとっては、導入を急がなくなる可能性が高くなり、いつまでたっても検知器が行きわたらないという弊害を生みます。</p> <p>10月1日からの義務化を延期し、改めて義務化施行期日を明確にするべきであると具申致します。</p> <p>アルコール検知器の供給についても改善傾向にあります。妥当な義務化施行時期は、2023年12月と考えます。</p>
142	<p>飲酒運転を撲滅することは重要であると考えますが、事業者へとアルコール検知器使用による検査の義務化は拙速だと思ふ。</p> <p>まず、検知器に使用期間と回数の制限があることで、事業者は継続的に検知器の購入が必要になり、製造販売者は継続的に売上を得られると言う構造であること。</p> <p>次に、仕組み上検知器をアルコール消毒できないため、現在の感染症対策と両立させるには、運転者一人当たり一台の配布が必要であること。</p> <p>以上から、当分の間延期とすることに賛成です。</p> <p>これらの問題に対応できるまでは、再開すべきでないと考えます。</p>
143	<p>「最近のアルコール検知器の供給状況等を踏まえ、当分の間、アルコール検知器の使用義務化に係る規定を適用しないこととする」としているが、「当分の間」ではなく、期限を区切った対応をしてほしい。</p> <p>例えば6ヶ月後とか期限を明示してほしい。</p>
144	<p>安全運転管理者に対するアルコール検知器の使用義務化を延期することについて、賛成です。</p> <p>また、「当分の間とありますが、延期には目安も含めて期限は設けず、あくまでアルコール検知器の供給が完全に安定したといえるまで適用しないこととしていただくことを要望します。</p> <p>そもそも、いわゆる白ナンバー事業者の自動車の使用実態は、ほとんどが「営業活動」に伴うものであり、その特性から直行直帰を余儀なくされ、あるいは出発・帰着が早朝・深夜に及ぶこともあり、その全ての点呼を義務づけること自体が民間の事情を踏まえられないナンセンスな施策です。</p> <p>立法手続きを踏まず施行規則の改正のみでルール化したことも暴挙と言わざるを得ず、その上アルコール検知器の使用まで突然「義務」とすることでどれだけの混乱を引き起こしたのでしょうか。</p> <p>飲酒運転による悲惨な事故を防ぐ必要性は全く否定しませんが、方法が適正ではないと考えます。</p> <p>かねてより高い意識をもち、飲酒運転を規則で禁止し懲戒の対象にする等の策を打ち、実際に飲酒運転を撲滅している大多数の一般企業等に過大な負担を強いる一方で、検知器メーカーや点呼記録の自動化をうたうIT企業等に莫大な売上をもたらすという著しい不均衡も発生しています。</p> <p>安全運転管理者等の業務負担、義務を履行するための経済的負担がどれほどのもので、この「義務化」の現実性や実効性がどれだけあるか、今一度よく意見を聴いていただきたいところです。</p> <p>このような「個々の安全運転管理者という弱者に義務づける」という安易な方法ではなく、自動車自体にアルコール検知をクリアしないと始動しない等の機能を搭載することを自動車メーカーに義務づける方が、根本的な解決につながるはずで、当該ルールに基づいて製造された自動車が普及するには長い時間を要すると思いますが、だからこそ、早期に法制化することを強く要望いたします。</p> <p>このままでは、自動車業界に反発されるから安全運転管理者に押し付けたとしか思えません。</p> <p>縷々述べさせていただきましたが、点呼の義務自体はその程度はともかく）前提として「アルコール検知器の使用義務」に話を戻しますと、検知器には使用期限や使用回数の限界が設定されていることは周知の事実かと思います。</p> <p>企業規模にもよりますが中小企業でも100台規模、営業人員の多い企業ならケタ違いの数の機器を調達し、さらに1年後には同数を買替えなければならないという現実を踏まえていただき、少なくとも供給が安定し、かつ価格が安定するまでは、適用しないこととしていただくことを、重ねて要望させていただきます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>

<p>145</p>	<p>総合商社で、業務用車は主に取引先への移動で使用します。</p> <p>仕事柄、会社に出社せず直行で取引先に向かうケースや、会社に寄らずそのまま自宅直帰という使い方が多く、早朝や深夜対応時の対応が電話報告するにしても政府から『働き方改革』を叫ばれているご時世もあり、管理者の重負荷となっています事否めません。</p> <p>昨今、技術革新が進む中携帯アプリなどを活用した確認方法によるアルコール検知器確認も視野に入れ例えばLINEを使い、アルコール検知器結果を画像に撮りそれを管理者に送る。</p> <p>確認の有無は『既読』機能でチェックできるので運転者側の一方的な報告のみとはなりません。</p> <p>LINE以外にもアルコールチェックの運用できるアプリなども活用できるよう柔軟な運用も認めていただけないでしょうか？</p>
<p>146</p>	<p>半導体不足のため、アルコール検知器の入手が困難な状況です。</p> <p>このような状況でアルコール検知器での確認を義務づける法令の施行は適切でないと考えます。</p> <p>アルコール検知器が市場に出回るまで、アルコール検知器を用いたチェックの義務化を延期することを提案します。</p>
<p>147</p>	<p>道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和3年内閣府令第68号)について</p> <p>安全運転管理者が事業所の車両の運行前後において、酒気帯び確認をする事とあるが、小規模の企業団体以外では現実的には安全運転管理者が運転者の確認を全権する事は困難だと思います。</p> <p>代理の確認者を置くにしても自宅から直行で出張先に行く場合や、直接帰宅する場合など現実的な利用に制度の実態が則していません。</p> <p>緑ナンバーのルートドライバーや職業運転手と違い、運転者が車両で移動する時間や経路 目的地は一定でなく都度変わるため緑ナンバーの会社の制度を適用させる事に無理があります。</p>
<p>148</p>	<p>全国各地に事業所を有する企業の担当者です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アルコール検知器の使用義務化の延期について、決定以降開催の安全運転管理者講習では通知されたようですが、事業者への個別通知が無いのはいささか不実であると考えます。また、決定→通知が遅すぎます。</li> </ul> <p>世界的な半導体不足により10月までに全事業者がアルコール検知器を用意できないことは火を見るより明らかでしたが、さりとて探さない訳にはいかず、昨年度より探し回り、かなり高価な検知器を多数購入しました。</p> <p>今回の通知が昨年度に出ておればと残念でなりません。</p> <p>今後アルコール検知器が義務化となる場合、遅くとも1年前には通知するとともに、可能な限り全事業者へ個別通知いただきたいと思ひます。</p> <p>実施までにある程度期間を置かなければ取り合いになるのは必至です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アルコールチェックの制度そのものについて要望です。</li> </ul> <p>アルコールチェックを対面で行えない場合、メール等での報告も可としてください。</p> <p>顧客対応等で、どうしても休日1人だけの出勤や早朝/深夜帯の出発、直行直帰対応が発生します。</p> <p>職場に安全運転管理者はおろか誰もいないことがあるということです。</p> <p>各地の警察署等に問い合わせをしても、「誰かが『電話等の対面に準ずる方法で』チェックを行うように」との回答であり、本来休日である日に、このためだけに電話対応をさせられる従業員が発生しております。</p> <p>これは現実的なのでしょうか？働き方改革に逆行していませんか？</p> <p>→多くの事業者は法令に沿った対応を行わないと予想されます。この法令の目的は飲酒運転の抑止というよりも、起こった際に事業者へ責任転嫁できることなのではないでしょうか？</p> <p>この制度自体がかなり強行されたようですが、全国の安全運転管理者講習等でも同様の要望は多数寄せられているものと思料いたします。</p> <p>こうした声を聞き入れ、現実的な対応を取れるよう、法改正いただくことを切に望みます。</p>

149	<p>アルコール検知器の使用義務化の件、まだ具体的な期間が決まっていないかと思いますが、主要メーカーの製品は未だに在庫がないとのことなので、生産状況が安定するまでの延期を希望します。</p> <p>また、量販店などで安価な検知器をよく見かけますが、そういった簡易なものでも急いで購入すべきか、大手メーカーのもの(高精度なもの?)が出るまで待つか、社内でも意見が割れていて、方針さえも決まらない状況です。</p> <p>法令として、検知器の種類や精度、スペックなどについて明記していただくと、検討材料になるためありがたいです。</p> <p>(個人的には、精度の高いものでないと使う意味が一切ないと思っていますが、警察庁として精度に関するでないの見解があると幸いです。)</p> <p>しばらくの延期により準備期間が確保できたということで、改めて検知器の推奨スペックについても言及いただきたいと思っています。</p> <p>ご検討をお願いします。</p>
150	<p>私は障害のある方の訪問介護を行なっています。</p> <p>24時間体制で稼働しているため、早朝や深夜で、車を使用することがあります。</p> <p>その際、アルコールチェックのためだけに退勤した他のスタッフにチェックをお願いすることがあります。</p> <p>できれば、例えば、第三者によるチェックは、動画でも良いなど、もう少し幅を持たせるようなものにしていただきたいです。</p>
151	<p>愛知県で安全運転管理者をしている者です。</p> <p>アルコール検知器延期の件、ありがとうございます。</p> <p>現在、アルコール検知器は使用しておりますので延期にならなくても正直支障は有りません。</p> <p>ですが、20年弱ノーマンテで使用しており、正常なのか不明なところがあり今回方の改正に合わせて新調する予定でした。</p> <p>今のまま使えば良いのかもしれませんが、煩わしい手書き対応を止めたいと思っており、データ管理型の機器を導入するつもりでした。</p> <p>昨今の半導体不足で中々納期の予定が立たず正直困っておりました。</p> <p>今後、施行されるのでしょうか、供給が落ち着くまで延期していただきたいです。</p> <p>それと、ひとつ気になっていることがあります。</p> <p>大多数のアルコール検知器は、個々にストローやマウスピースを使用し、検査を実施します。</p> <p>ストローを使い捨てする現状だと思います。</p> <p>プラスチック削減の動きがある世の中でコストもかかるし、環境にも良くないと思い、吹きかけ式を選択しております。</p> <p>弊社は日に車を使用するのは8人程度ですが8人×往復×365日で5840本程度を廃棄することになります。</p> <p>車両の多い事業所さんですともっとかさみます。</p> <p>珈琲や飲み物を提供するお店では、脱プラスチック化が進んでいます。</p> <p>時代に逆行するような事は如何なものかと思います。</p> <p>長々と申し訳ありませんでしたが、延期には感謝しております。</p> <p>正式施行まではこれまで通り対応したいと思います。</p>
152	<p>アルコール検知器の使用義務化に反対です。</p> <p>アルコール検知器の使用義務化ではなく、努力義務を希望します。</p> <p>飲酒禁止は社内規定で決められている為、飲酒があれば懲戒処分処理されます。</p> <p>車両使用時にアルコール検知器をすると業務効率が落ちます。</p> <p>これにより、日本社会全体の競争力が低下します。</p> <p>大問題ですので、反対します。</p>

153	<p>お世話になります、警視庁三田警察署管内にて安全運転管理者を担当しています〇〇と申します。</p> <p>本年10月1日からのアルコール検知器使用の延期についてコメントをさせていただきます。</p> <p>弊社では10/1に向けてアルコール検知器の利用開始が間に合う様に準備を進め15台分のリース契約をしました、8/1から契約が開始し支払いが始まります。</p> <p>そこに来て「検知器使用の延期」が通達されました。</p> <p>この様に滞りなく準備を進めて来た企業が不利益を生じる結果となりました。</p> <p>コロナ禍になり半導体不足が顕著になり1年以上が経過しています。</p> <p>見通しの甘さが延期通達の遅さだと思います。</p> <p>正直者が馬鹿を見る結果になったことが非常に残念でなりません。</p>
154	<p>アルコールチェックについて</p> <p>本人以外の確認が必要とのことですが直行直帰のアルコールチェックの確認するのにインターネットとスマホとアルコール検知器の連動するシステムが必要で零細事業者には負担が掛かりすぎます。</p> <p>関連は無いですが来年から電子帳簿保存法が施行になりこのシステムも負担が増大します。</p> <p>国の政策は国民の現状を理解せずまたは無視したものではないか。</p> <p>もっと簡単に、経費が掛からない方法を御願います。</p> <p>飲酒運転は最後は個人の責任です。</p> <p>アルコール検知器は必要としても、本人確認もOKで良いのではないですか</p>
155	<p>運送業者である「緑ナンバー」に対して、出庫点呼及び帰庫点呼にて「アルコールチェッカー」を使用し酒気帯び運転防止を行い、プロドライバーを指導管理するのは、当たり前のことと思います。</p> <p>そして、近年において「白ナンバー:トラック」による酒酔い運転や脱輪による人身事故等が急増し、白ナンバー車両を対象とした規則が厳しくなるのは理解できます。</p> <p>まずは、白ナンバーの中でも、「トラック(2t以上車両)」を対象にすべきではないでしょうか?合わせて、その駐車場も届出により管理してはどうでしょうか?(直行直帰防止)</p> <p>又、延期の理由は、アルコールチェッカー等の機器不足のように伝えられていますが、会社所有車両を職種柄(営業、建築業等:客先現場に直行、直帰)通勤に使用している者が勤める会社が理解して管理するのは現実に難しいと思います。</p> <p>運送会社と他の会社では、ドライバー(運転手)の管理に対して大きな温度差があります。</p>
156	<p>建設業で約30台の社有車を保有している企業の安全運転管理者を務めさせて頂いている〇〇と申します。</p> <p>今回のアルコール検知器の義務化について意見を述べさせていただきます。</p> <p>アルコール検知器の供給状況については、昨年秋に発注した分が7月に届き、10月から運用をできる様にはなりました。</p> <p>しかし、建設業においてこのコロナ禍及び、働き方改革により、出勤形態が直行直帰が多くなっている現状問題が1点ございます。</p> <p>業務中のアルコール検知器の保管についてです。</p> <p>また、故障に伴う機器の入替が柔軟にできないことが問題でございます。アルコール検知器はどの機械も約40度以上になると壊れます。</p> <p>また結露にも非常に弱いです。</p> <p>というのも、実際にテスト的に利用してみたのですが、車内にて保管しようにも、日中は40度を超えてしまい、クーラーボックスに保冷材を入れておくと結露で故障してしまい、現場に持って行こうにも、フルハーネスなどを付けておくと体に付けることもできず、現場内においても、新築なので、エアコンなどもなく屋内作業時には40度を超えてしまい、結局故障してしまいました。</p> <p>ただ、故障した為、機械の入替をしようにもこの供給不足で既に10月を超えてしまいます。</p> <p>要は機器が軟弱過ぎて業務が行えなくなってしまうという状態ですので業種なども再考頂けますと幸いです。</p>

<p>157</p>	<p>コメント失礼いたします。</p> <p>アルコール検知器の使用義務化に係る規定について検知器の供給状況もさることながら、その使用上の運用方法についても、かなりの問題があります。</p> <p>【新型コロナ感染上の問題】</p> <p>1.息を吐き出す行為により周囲への感染暴露の問題</p> <p>2. 機器の消毒の問題</p> <p>3. 消毒にかかる物品のコストと管理体制の問題当事業所は病院であり、職員の感染拡大及び患者への感染等は甚大な影響を及ぼします。</p> <p>コロナ禍での義務化はかなり難しい問題です。</p> <p>検知器の購入の補助及びランニングコストの補助金もお願いしたいところです。</p> <p>よろしくお願い致します。</p>
<p>158</p>	<p>&lt;半導体不足で施行が延期された件について&gt;</p> <p>運転手の飲酒の確認事務について当分の間施行見合わせ、でほっとしていますが将来施行されたら本当に厳守するのが厳しい法律です。</p> <p>順守できる環境の職場もあると思いますが、弊社と同じような職場環境の業種もあり、半導体が充足し飲酒検知器が容易に手に入ったとしても、将来面前確認を伴う法順守は極めて難しく、反って負担となり交通事故を誘発する業種の方も出てくると思います。その理由を説明しますのでよろしくお願いします。</p> <p>1. 弊社の環境概略</p> <p>総社員：弊社は150名くらいの警備会社で主に交通2号警備をしています</p> <p>隊員の居住環境：60人単身者を入居させる大型の寮もありますが、点在する民間アパートを借り受け寮ともしており、更に自宅からの通勤者もいます。</p> <p>職の種類、場所、広域性：道路工事現場、建築現場、店舗などの駐車場警備などが主流で、場所的に分散し、広域的で、数人、単独等毎日変更され、移動状況が多様です。</p> <p>現場への交通手段：公共交通機関はほとんど使えず(利弁性ある時は使用している)専ら社用車両50台 私物車輛を社用車として利用20台で対応しています。</p> <p>本社などに車両が集めてあるところでは、直接面接して確認できますが、前述の通り、居住地、車両駐車場が分散しており、安全運転責任者のもとに集合させること、逆に訪問する事は困難。というより現実不可能な状況にあります。出発、現場離れる時間帯</p> <p>出時間なども早朝出発、中間出発、夜間出発等、現場を離れる時間も現場毎に変則的で、帰宅時間もバラバラです。</p> <p>2 面接しての飲酒確認が困難。</p> <p>現状の配置手配など現場配置は、全員にスマートホンを貸与し、自社開発した専用アプリを使用して、翌日の配置場所、地図、配置を了承した時間、出発時間、現場についた時間、現場から上がった時間等双方が確認できるようにしてあります。勿論交通安全を含め「安全・衛生に対する注意事項」も一括広報できるようにしています。</p> <p>面接確認困難な理由</p> <p>① 出発場所を一定とできない</p> <p>バラバラの居住区(ばらばらの駐車位置)であり、正副安全運転管理者及び補助者を指定して対応したとして、早朝1名の居住区に赴き面接しての確認などは人件費的、人間的に困難。</p> <p>②一定の場所に集合させること、朝5時 6時 7時に現状出発しているのに、更にこれを朝4時5時に自宅を出発させ集合し、その上、更に遠隔地の現場に行かせることになり、労働環境を悪化させてしまい、本来の仕事である「現場に行って炎天下で交通誘導する」前に、現場行くだけで疲労させてしまい、結果的に事故(熱射病 過重労働)を誘発させることになってしまいます。</p> <p>③携帯カメラで通信確認する事での対応、同時期出発もあり、確認者がその時だけ複数人必要となり、そのために人員を雇い入れることは困難。又検知には最低でも2分~3分ほど必要であり、込み合えば現場到着が遅れてお客様にご迷惑(到着まで工事できない)がかかる。深夜出発現場もあり、確認者の労働管理も難しい。④各人に検知器を待たせる或いは車両に備え付ける必要性車両備え付けでは高熱車内保管、個人保管では破損等、機能維持等、管理上問題が多い。警備業にあっては、現場での警備業務が本来の仕事であって、現場に行くための運転も業務ではあるが、主たる労働ではない。運転すること自体が仕事に結びつく、業種とは、根本的に異なる。</p>

159	<p>本年4月1日より義務化された安全運転管理者によるアルコールチェックは、酒酔い運転による悲惨な事故防止のために基本的には大変有効であると思います。</p> <p>しかしながら、この法律はタクシー会社や運送会社のように、自動車が決められた場所に全て留め置きされており、安全運転管理者もそこに駐在し、またドライバーがそこから発車し、帰車するという形態をにらんで作られているように思います。</p> <p>自動車通勤や直行直帰、夜勤等の場合は、起点が多岐にわたり、また早朝や深夜である場合も多く、対面でないとしても安全運転管理者またはその業務を補助する者が確認することが、困難なケースが多発していると思います。</p> <p>わたくしは管理部門の者ですが、4月より大変苦慮しているところですので、そのような場合に則した規則を別途作成していただきたいと切に願います。</p> <p>何卒宜しくお願い致します。</p>
160	<p>まったくお酒を飲まないのに車で通勤するため、現時点でも飲酒をしていない申告をわざわざ会社に毎日しています。この手間をどのようにお考えですか？</p>
161	<p>案件番号120220010の件につきまして、意見を述べさせていただきます。</p> <p>私はアルコールチェックの白ナンバーの社用車までの運用拡大で現在対応業務をしております。</p> <p>意見をするにあたり、簡単に弊社の現状を伝えておかなければなりません。</p> <p>弊社は複数事業所の事業所において派遣事業をしており、約800名の派遣社員と50名ほどの正社員が所属しております。</p> <p>社用車としての保有台数は96台あり、正社員が通勤手段と業務兼用車両として使用している車両と派遣社員が乗り合わせて派遣先へ向かう車両と大別して2つあります。</p> <p>今回の4月からの法改正で事前に所轄警察署の担当部署に相談し意見を伺いながらアルコールチェックの体制を作り運用して3か月が経過しようとしておりますが、運用当初から予想された問題点や懸念点があり現実問題としてやはりこの法律はこのままでは現状にそぐわないものと考えここに至りました。</p> <p>今回のアルコールチェックはリアルタイムで対面を基本としており、弊社のような事業体では全数それには当てはめられないということです。</p> <p>弊社は製造派遣を主体にしており、派遣社員は派遣先の就業ルールに従うわけですから当然のように残業もあれば夜勤もあります。</p> <p>一方正社員は基本8時~17時が所定労働時間であり、リアルタイムで対面を厳密に遵守するならば安全運転管理者は24時間会社にいなければならないことになり、労働基準法に抵触することになりかねません。</p> <p>そのため弊社ではアルコールチェックをすることを派遣社員には同乗者に委任記録簿にその者の名前とチェック状況を記載しております。</p> <p>それでも一人区の派遣先があつたり、一人ひとりピックアップしていく現場があつたりで必ず漏れが生じます。</p> <p>では漏れがないように誰かアルコールチェックをするためだけに向かえるかといえば、先ほどの夜勤の問題など現実問題として無理だとなります。</p> <p>そもそも車の運行自体を生業とする緑ナンバーとただ単に移動をする道具、運搬の道具として車を使用している白ナンバーを並列で扱うことにすでに無理があると思われま。</p> <p>社員が営業時間に必ず拠点に集まり、拠点から散り、拠点に帰るという業態でない限り、漏れなくアルコールチェックはできません。</p> <p>それでもやろうとするならば労働法等 労務管理ともリンクさせない限り違法組織が増えるだけ、イコール悪を作り出すだけの社会になると考えます。</p> <p>法を守るマジョリティが一部の不正を犯すマイノリティに合わせるなどといったこうした法律は本末転倒です。</p>

<p>162</p>	<p>最近のアルコール検知器の供給状況を踏まえ、当分の間、安全運転管理者に対するアルコール検知器の使用義務化に係る規定を適用しないこととする。について、意見を述べさせていただきます。</p> <p>【意見1】</p> <p>当社は、総合建設業を営む中堅ゼネコンでございます。当社では、安全運転管理者4名と副安全運転管理者12名を配し、安全運転管理に努めています。</p> <p>こうしたなか、道路交通法施行規則の一部改正に伴い、安全運転管理者の業務に追加された「アルコール検査」について機械を使つての検査を行うべく本年1月から機種を選定を行って参りました。</p> <p>当社は業務形態から、「直行・直帰」をせざるを得ないことから、社有携帯電話に連動した「アルコール検知器」を導入し、法令に基づいた方法により本年6月から運用を開始しております。本来4月から運用を開始する予定でしたが、機械の供給不足から1ヶ月納品が遅れ運用開始が6月にずれ込んでしまいました。</p> <p>社員に対しては、導入の趣旨、違反した場合のペナルティー等を説明し、自宅出発時、自宅帰宅時のアルコール検知器での検査を義務付けております。</p> <p>こうした状況から、</p> <p>「最近のアルコール検知器の供給状況を踏まえ、当分の間、安全運転管理者に対するアルコール検知器の使用義務化に係る規定を適用しないこととする。」</p> <p>をこのまま明文化すると、せっかく軌道に乗ってきた、アルコール検査の習慣を根底から覆すことになり、不信感と安全運転管理に多大な影響が出ることが推認され、「導入の時期を明確に示す」「現行の規定どおりとし、ただし書きで速やかに導入を図る・・・」など、真面目に取り組んできた企業が納得できるような文言をお願い致します。【意見2】</p> <p>今回当社で導入した機械は、導入初年度費用として、700万円ほどを要し、機械のランニングコストが毎月305,800円年間360万を要することとなります。</p> <p>既にアルコール検知器を使ったアルコール検査が義務化されている、青ナンバー(営業用)事業者については、トラック協会、バス協会などそれぞれの業界からの補助金を活用し導入を行い、しっかりとアルコール検査が図られております。安全運転管理者選任事業所に対し、アルコール検知器を用いてアルコール検査を浸透するためには、導入費用の軽減が必要不可欠と思われます。その為にも建設業協会、介護施設協会等各種関係業界への補助金制度の導入など、働きかけを是非お願い致します。</p>
<p>163</p>	<p>まず量販店を見に行ってください山済みで余っております。</p> <p>おそらくアルコールチェッカーのメーカーが自社でもっと売りたいのでこのようなことになったのだと思います問題は各会社ですでに1人、専属の検査員を雇ってしまっていることが問題です・・・</p> <p>月に20万、年間で240万の出費です。そして期限を決めない延長・・・</p> <p>せっかく雇った専属スタッフのお金だれが払うんですか?こんな景気の悪いときにこんな出費はあり得ません!ちゃんと考えて公表してください。</p> <p>国の本気度がまったく見えないのでこのままでは各社専属スタッフを解雇して日程が決まってから考えるに気持ちが変わります。</p> <p>この延期時期に飲酒による、飲酒事故が合ったらどうするんですか?早く日だけ決めてください。</p> <p>お願いします。</p>
<p>164</p>	<p>意見</p> <p>私の意見は「勤務中に飲酒運転事故を行った従業員がいる事業所はアルコールチェックを〇年取り組む」という形にするのが良いかと考えます。</p> <p>意見の背景の肝であり、この内容を最も伝えたいのですが「この取り組みが日本中で行われていることを考えると、日本の生産力、引いては国力が低下してしまう」という思いがあります。</p> <p>いろんな方の運動や思い出でこの取り組みが始まっていることは想像できますが、真面目に仕事をしている事業所までこれをやることはない、と考えます。</p> <p>生まれてはじめてパブリックコメントで意見を述べました。どうかどうか再考をお願いします。</p>

165	<p>道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する問閣府令案」についてご検討している件について、アレルミール検知機の導入が間に合わないから入手される迄は憂慮すると言う事は、経済優先で安全はその次と言うイメージが伺えます。</p> <p>コロナ禍では有りますが、入手出来ていない代行業社様には入手される迄の間は新たにアルコール検知器を置いた会場をも設けて受けて頂いてから業務に当たる様にさせていただくのが宜しいかとおもいます。</p> <p>話は少しそれますが代行業を営む企業様におかれましては使用する車輛にはアルコール検知機が付いてアルコールが検出されると車が動かない仕組みがあるといいですね。</p> <p>この仕組みは代行車以外の全車輪に導入して欲しいですが...</p>
166	<p>警察庁交通局交通企画課法令係 パブリックコメント ご担当者様</p> <p>パブリックコメントにて意見提出の機会を頂き誠にありがとうございます。</p> <p>「安全運転管理者が当該義務を履行するためには、アルコール検知器を用意する必要があるところ、最近のアルコール検知器の供給状況等を踏まえ、当分の間、アルコール検知器の使用義務化に係る規定を適用しないこととする(新府令附則第6項関係)。」</p> <p>上記記載のアルコール検知器の供給状況および当該機器の利用義務化時期について意見提出いたします。</p> <p>意見</p> <p>「コロナ禍の状態において、半導体、電子部品等の入手困難により、一時的に一部の製品がアルコール検知器の供給が滞っていたことがございました。</p> <p>当社及び連名の会社では、既に安定的に供給できる製品を販売開始しております。</p> <p>また、他社からも、様々な製品が販売開始されており、供給に対する不安定要素は解消されたと認識しております。</p> <p>しかしながら、本年10月までに対象となる事業所に当該機器を行き渡らせるには、対象となる事業所への認知、商品の拡充が必要と考えます。</p> <p>アルコール検知器の導入は飲酒運転撲滅に必須と考えます。規定の適用を当分の間見送るのではなく、当該機器の使用の努力義務等として、用意できる事業所から順次アルコール検知器の導入を行うべきと考えます。</p> <p>当社及び連名の会社は早期のアルコール検知器の導入を推進し、いち早い飲酒運転撲滅を達成することに期待します。</p> <p>」</p> <p>以上、2社連名にて提出いたします。</p>
167	<p>政府案通り、アルコール検知器を用いての確認について、延期を希望します。</p> <p>理由は以下の二つです。</p> <p>1. 多くのアルコール探知機が出回っていて、信頼できる機器が分からない。</p> <p>今まで3つのアルコール検知器を試しましたが、いずれもきちんと機能しませんでした。</p> <p>飲酒後すぐはアルコールを探知するものの、10分後には探知なくなりました。</p> <p>本人は顔が赤く頭が回っている状態でもです。おそらく臭いで探知しているものと思います。</p> <p>このようにアルコール探知機がきちんと反応しないのは逆効果になります。</p> <p>信頼できるアルコール探知機の指定を希望します。また、自宅から直行、直帰で車両を運転する場合やレンタカーを運転する場合など実際のチェックが難しいことから、アルコールチェックは配送業者に限ることを希望します。</p> <p>以上よろしく願いいたします。</p>
168	<p>「最近のアルコール検知器の供給状況等を踏まえ、当分の間、安全運転管理者に対するアルコール検知器の使用義務化に係る規定を適用しないこととする」に対する意見</p> <p>○ 昨年の改正規則の公布に伴い、一部事業所等では既に検知器を入手し、検知器を使用した飲酒チェックも実施しているところ。</p> <p>相当な予算を投入し実施している事業所等が、馬鹿を見るようなことにはさせないでいただきたい。</p> <p>※検知器購入の他、「目視等で確認」=オンタイムでの双方会話確認について、新たに人件費が発生している場合もあり、安易に考えないでいただきたい。</p> <p>○ 全国で数百万個の検知器が必要となることは十分に予測できたと推測するが、関係業界への働きかけ・情報提供は適切になされていたのか。</p> <p>○ 予測できなかったロシア情勢のみが検知器の供給不足の原因となったのであれば、延期も致し方なしとは思うが</p> <p>○ 「当分の間」が早期解消できるよう、特段の努力を求めたい。</p>

<p>169</p>	<p>「最近のアルコール検知器の供給状況等を踏まえ、当分の間、安全運転管理者に対するアルコール検知器の使用義務化に係る規定を適用しないこととするについて早め実施時期を明確化いただきたい。</p> <p>またそれに合わせて期間が延長することで再度アルコール検知器の検知精度基準であったり、運転前後の運転者の確認方法についても検討し、明確化いただきたい。</p> <p>今回の道路交通法改正の目的は八街市での事故を受けてとのことでしたがアルコール検知器の供給が間に合わず、ホームセンター、ECサイトなどで安価なアルコール検知間に合わせて購入する企業が多くあります。</p> <p>ただ独立行政法人国民生活センターでの報告「過信は禁物! 息を吹きかけて呼気中のアルコール濃度を調べ測定器一運転の可否の判断には使用しないで!」にあるようにアルコール検知しないアルコール検知器もあるということで国家公安委員会が定めるもの「呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有するもの」だけでは、本来の目的の飲酒運転を防ぐことはできないと思われます。</p> <p>運転者を目視で確認することが必要となっておりますが、マスク着用しているため臭いでの検知は難しく、ろれつが回らなくなるレベルでない限り、判断がつかないため、アルコール検知器での結果が判断基準として重要なポイントとなります。</p> <p>例えばセンサー方式で世界基準でアルコール検知精度が高い電気化学式、燃料電池式が必須など、検知精度の基準(認定、センサー方式など)を設けていただきたい。</p> <p>また現在テレワークなど会社に出社しない働き方も多くなり、例として電話、ビデオ通話なども可となっておりますが対面での管理者では負担も多くなっており、現在の働き方の改革とは逆行する形となっております。</p> <p>システム化により、なりすまし防止や管理者のチェックがない限り、運転をできない仕組みを取り入れることによって対面(電話等含む)での確認が必要ない手段の検討も合わせていただきたい。</p> <p>例えばシステムで運転者の認証、アルコールチェック、アルコールチェック時のなりすまし防止(顔写真撮影)、疲労疾病の確認などがセルフで確認でき、その結果が管理者へ通知され、確認が取れた段階で鍵の受け渡しができるなど。</p> <p>今回アルコール検知器使用が延長され、課題等があるあるかと思しますので八街市での痛ましい事故がまた起こらないようご検討いただければと存じます。</p> <p>独立行政法人国民生活センター過信は禁物! 息を吹きかけて呼気中のアルコール濃度を調べる測定器 運転の可否の判断には使用しないで!</p> <p><a href="https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20150219_1.html">https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20150219_1.html</a></p>
<p>170</p>	<p>アルコール検知器の延期は反対します。</p> <p>10月からの改正に間に合うよう、検知器を導入しています。</p> <p>納期未定、商品高騰、粗悪品の流通は年初からのこと。</p> <p>またコロナ感染拡大にして、利用者感情からアルコールで拭くことでセンサー寿命も短縮する覚悟で調達しています。</p> <p>努力と真摯に向き合った安全運転管理者や企業もあるなか、延期はありえません。</p> <p>センサー寿命は年数も関与します。</p> <p>元々、白ナンバーにも適用させる強引な改正であり、廃止なら納得します。</p> <p>先日、所轄の交通課は予定通り施行とおっしゃっていたので、追加発注しました。</p> <p>延期年数によっては違約金は補償願います</p>

<p>171</p>	<p>道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)の一部の施行に伴い、乗合自動車の停留所等における停車又は駐車に係る規定を整備すること※早急に整備することに賛成。</p> <p>停留所における乗降の際の事故が後を絶たない。</p> <p>最近のアルコール検知器の供給状況等を踏まえ、当分の間、安全運転管理者に対するアルコール検知器の使用義務化に係る規定を適用しないこととすること当分の間と言わず、永久的に適用しないことに賛成。</p> <p>本年4月より、検知器によるチェックを行っているが、兎に角、煩雑で業務に支障が出るほど。</p> <p>なぜこういうことを企業側に課すのが理解できない。</p> <p>出発時、帰社時にチェックをかけても、すり抜ける者もいるのは確か。更に言えば、チェックを拒む者もいると聞く。これでは、飲酒運転は減らない。</p> <p>意見として、更に罰則を強化するほうが飲酒運転を減らすのには効果的。強化する度合については、現在の罰則の数倍から数百倍程度は必要だろう。</p> <p>例えば、業務中の飲酒運転は勿論、業務外での飲酒運転による検挙、飲酒事故を起こした者が属する勤務先等に対してもペナルティを課すとか、或いは、違反者に対する財産刑を導入するとか、現在の道路交通法の罰則(免許取り消し、欠格期間等)では軽すぎる。</p> <p>上記の通りですので、検討頂きたい。</p>
<p>172</p>	<p>今回の緑ナンバー以外へアルコール検知器導入義務化についてコメントさせていただきます。</p> <p>当初の対象は安全運転管理者をおく事業所に限られていましたが、全国の事業所の数を考えると当然検知器の生産が間に合わないことは容易に分かったと思います。</p> <p>まず検知器の必要性から考えると、地方の中小企業は大都市圏と違い車通勤がほとんどで、その際飲酒していれば当然通勤ができません。</p> <p>従って、会社へ来てからアルコール検知器を使用して反応することは普通に考えるとありえないことですし、検知器自体必要がないと思われます。</p> <p>そもそも安全運転管理者をおいている企業は管理者がいない企業や個人事業主に比べると、圧倒的に勤務時間内の飲酒運転の可能性は低いのではないのでしょうか。</p> <p>飲酒運転による悲惨な事故の状況はある程度わかりますが、この義務化によって何かが変わるとは思えません。</p> <p>昨今の物価上昇や働き方改革、改正電子帳簿保存法、最低賃金の底上げ、少子化による人手不足などなど、数えればキリがないくらい企業としての負担は大きくなっています。</p> <p>特にコロナ禍で同じ検知器を複数人で使用することはどうかと思いますし、人数分取り揃えた場合はそれなりのランニングコストもかかります。</p> <p>目視だけの確認であれば安全運転管理者がいない企業でもできるはずですし、そのほうが悪質な飲酒運転を押さえ込むこともできるでしょう。</p> <p>日本を支える中小企業を守るためにも、必要最低限の内容にさせていただくこともご検討いただきたいと思います。</p> <p>以上、前向きなご検討をお願いします。</p>
<p>173</p>	<p>いつも大変お世話になっております。</p> <p>アルコール検知器の件で弊社は下記の問題があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既に発注済みだが、開封してしまうと1年で使用期限が切れるため、納品を送らせている。</li> </ul> <p>キャンセルするつもりはないが、年度をまたぐ延期はしないでほしい。</p> <p>なお、今回の法令は既に決まったことかもしれませんが、延期するならば合わせて見直してほしい点があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対面の検査が難しい。</li> </ul> <p>弊社の業務は車両の配置場所がバラバラで、一人現場も多数ある。(事業所としてはまとめて管理しているため、安全運転管理者の対象車両となっている)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・深夜・早朝の対応が難しい。</li> </ul> <p>夜間の巡回点検で運転をする従業員の対面は、安全運転管理者、もしくは他に担当を決めたとしても、深夜に対面(画面越しとしても)のチェックをさせることは、例え5分で混むとしても深夜の時間外業務として考えなければならない。</p> <p>労働基準監督署とのすり合わせをしておいてほしい。</p> <p>他にも書き出したらきりが無いほど問題点がありますが、もう少し業界によって、社用車の運用がバラバラなので現状に則した法令にしてもらいたい。</p> <p>後半は直接延期とは関係ありませんし、酒気帯び確認自体は反対ではありませんが、一つの意見として聞いていただければ幸いです。</p>

「道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」に関するパブリックコメントを提出させていただきます。

ご査収の程、よろしくお願いたします。〇〇と申します。弊社は、各企業が実施するアルコールチェックの管理、運用をサポートするクラウドサービスを提供しているベンダーとなります。具体的なサービスは、アルコールチェック管理サービス「スリーゼロ」(<https://alc.aiotcloud.co.jp/>)と申しまして、様々なアルコール検知器に対応している事が特長のクラウドサービスとなります。今回、ご意見を差し上げた背景と致しましては、弊社も上記サービスをお客様にご提案する機会が多くある中で、7月15日に本パブリックコメント募集の通達内にあった「最近のアルコール検知器の供給状況等を踏まえ、当分の間、アルコール検知器の使用義務化に係る規定を適用しないこととする」という内容を受けて、かなりの企業が、様子見となっている傾向がございます。さらに、アルコールチェック義務化(酒気帯びの有無確認、記録の保存)自体は、4月1日から開始されているにも関わらず、それ自体が延期されたと間違った解釈をされている所もおられます。本来の白ナンバー事業者におけるアルコールチェック義務化の背景は、昨年6月の千葉県八街市の痛ましい飲酒事故がある認識で、目的はあくまで、飲酒運転、飲酒事故の撲滅であるという理解しております。

最近のアルコール検知器の供給状況等を踏まえると、アルコール検知器の義務化に係る規定を延期というのは致し方ない面がある一方で、アルコールチェックに関する各企業の対応が緩まない形でのメッセージの打ち出しが必要ではないかと考えました。

具体的には、下記をご提案いたします。

1. 4月1日より、アルコールチェック義務化(酒気帯びの有無確認、記録の保存)自体は、すでに開始している点を強調いただくのが良いと考えます。
2. 2021年11月10日 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う安全運転管理者業務の拡充について(通達)の第3 留意事項にある下記内容について、改めて強く打ち出させていただくのが良いと考えます。  
できれば、通達の留意事項という形ではなく、もっと踏み込んで、道路交通法施行規則の条文に何らかの形で明記いただくのが良いと考えます。
- 4項 アルコール検知器の使用に関する事業者への働き掛け→各企業は、早期にアルコール検知器を用いた確認を行うよう努力すること。
- 5項 違反行為の検挙を契機とした安全運転管理者の選任の有無の確認等  
→安全運転管理者選任状況、ならびにアルコールチェック実施状況に関して報告を求める事があること。

174

3. アルコール検知器の使用義務に関して、政府としての使用義務化の目標期限設定を提示いただくことで、各ベンダー及び安全運転管理者選任事業者は、目標に向けて計画的に推進できるものと思慮いたします。また、可能であれば、アルコール検知器での検査を早期に導入した事業所については、安全運転への配慮が強い事業所として何かしらの優遇措置を設けることをご検討いただければと思います。

4. パブリックコメント募集後の結果通知をなるべく早く公開いただきたいと考えております。  
早く公開いただく事で、前述させていただきました、様子見や誤解をしている企業に対して正しいメッセージが伝わり、元々の目的にありました飲酒運転、飲酒運転の撲滅に早期につながると考えております。

ご検討の程、よろしくお願いたします。加えて、弊社も上記サービスをお客様にご提案する機会が多くある中で、しっかりと取り組もうとされている企業様の声として、運用における課題も多く聞かれています。弊社サービスは、まさに運用における課題を解決するためのサービスとなりますが、警察庁からの統一された方針をいただいた方が良く考える件がございますので、ご連絡させていただきます。

i. 深夜・早朝・休日の点呼について  
各社、管理者の負担が大きいという声が多く聞かれます。  
岡山県警のQA(<https://www.pref.okayama.jp/page/752885.html>)の、Q10にあるようにリアルタイムでの点呼が必要で、Q9にあるように安全運転管理者が難しい場合には、「副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者」でも可とされておりますが、他社に委託が可能かという点は明記されていません。すでに、いくつかの業者が委託サービスを開始しているように見受けられ、飲酒運転撲滅という目的に沿った、リアルタイムでの点呼という形になりますので、委託も可とする点、明確にさせていただくと良いかと存じます。

ii. 各県警の見解統一について前述のような各県警からのQAが公開されておりますが、例えば、千葉県警のQAには、([http://www.ankan-chiba.or.jp/asset/00032/kaisei/check\\_gimuka\\_qa.pdf](http://www.ankan-chiba.or.jp/asset/00032/kaisei/check_gimuka_qa.pdf))  
・Q18 アルコール検査を実施していなかったり、確認結果の記録を作成しなかった場合は処罰されますか。  
・Q22 確認結果の記録を役所などに提出することはありますか。

というQAがあり、いずれも、「道路交通法第74条の3に基づき、安全運転管理者の解任を命じられることがあります。」といったような企業側としてはリスクとなるような情報が掲載されておりますが、前述の岡山県警のQAにはそのような記載はございません。また、マイカーを業務利用する際に、これが安全運転管理者選定の基準となる車両数にカウントするか否かが、この6月頃から、各県警の見解が変わり、これまではカウントするようになっていた所がカウントしないという方針が変わりつつある。これも各県警で見解が異なる点があるといったお話も、お客様経由で聞きました。こういった重要な点に関しては、警察庁の統一見解として方針を出していただく方が、混乱が少なくなると考えます。

<p>175</p>	<p>私は自家用自動車運行管理業（いわゆるVIPのお抱え運転手）に携わる者で、運転手の管理をおこなっております。今後予定されている規制「機器を用いた確認および安全運転管理者による即時確認」について、次の点で憤りを感じております。当業界は、不規則な時間に動く（深夜に始業や早朝に終業）ことが多い中で、安全運転管理者による即時確認をおこなおうとする場合、安全運転管理をさせるが生まれがあることから、安全な管理のみに従事される方または「あとの務をさせる会社は限られております。機器を用いた確認の必要性は理解するものでありますが、「安全運転管理者による即時確認」は非常に非現実的だと認識しております。</p> <p>②当業界は白ナンバー運行（顧客保有の車両に運転手を配置）をおこなう業界であり、弊社を含む多くの同業他社は「事業所単位で自社名義車両5台保有、またはバス1台以上」を満たしていないことから、本規制における義務を負う者ではありません。しかしながら当業界の顧客（車両名義人）は「運行管理をしているのだから一連の確認をそちら（当業界）がやるべきだ」と捉えています。</p> <p>当然、運行管理の一環で健康管理を含むチェックは弊社内で実施しておりますが、本規制における「義務」の所在を正しく認識していない企業が散見されます。これは「改正法でどの企業の誰が確認の義務を負うのか」について告知が不足しているからではないでしょうか。</p> <p>③ 2022年4月に管轄の警察署へ問合せをした際、本規制は「飲酒運転撲滅が目的」であると伺いました。これを耳にした時に、矛盾を感じずにはいられませんでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時的に貸すレンタカーは免除</li> <li>・業務に使用しない車両は免除</li> </ul> <p>なぜでしょうか。 レジャー等で気持ちが緩みやすい状況下で使用するレンタカー等を除外する理由が見つかりません。思い付きで規制を強化した結果、メーカーさんは潤うでしょう。しかしながらその他の業界で悲鳴を上げていることにも目を向けていただけませんか。</p> <p>私が望むものは次のことです。【安全運転管理者（または補佐）による確認は不要】</p>
<p>176</p>	<p>「道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集について意見させていただきます。検知器の供給が追いついていないので使用義務化は見送っていただきたいです。</p>
<p>177</p>	<p>『最近のアルコール検知器の供給状況等を踏まえ、 当分の間、安全運転管理者に対するアルコール検知器のこの部分について、以下5つの意見を提出致します。』</p> <p>意見1)アルコール検知器の「供給状況」に関するファクトチェックの妥当性について 警察庁におかれましては、アルコール検知器の供給状況を踏まえたとのことですが、どの時点で、どういう手法で調査し、どういう供給状況だったから延期したのか、判断があれば明示してほしい。 今回延期にあたり、各アルコール検知器メーカーへ個別ヒアリングを行ったのでしょうか？ その場合何社でしょうか？ もしくは、アルコール検知器の業界団体へ正式に尋ねたのでしょうか？ その場合その時点の業界団体の加盟企業は、何社だったのでしょうか？ お聞きしたいです。 民間企業は大中小さまざまな企業規模があり、個別の事業戦略があります。一般論として、個別企業が自社に都合のよい回答をする可能性を排除できません。 かといって、業界団体の情報があつたとしても、業界団体が、すべての供給企業を網羅しているとは限りません。その意味で、「供給状況」の情報リソースの正当性について疑義があります。 「当分のあいだ」という状況を「実施」に移行するには、できる限り明確なエビデンスに基づいて決めるべきと考えます。</p> <p>意見2) 組織的調査による多面的なファクトチェックの提案。 我が国では警察庁が道路交通法により、安全運転管理者向けに「法定講習」を行っています。実態としては、都道府県ごとに、安全運転管理者協会もしくは安全協会等が入札して受託しているケースがほとんどです。 この事実は、警察庁も認識しておられると存じます。 法定講習の企画と実施を受託している団体は、選任届のある安全運転管理者すべてのデータベースを常に最新のものとして保有し、「通知業務」も普段行っています。 つまり、都道府県警（国家公安委員会）は、全国合計33万の、アルコール検知器義務化対象となる安全運転管理者選任事業所の住所や電場番号 ファックス番号等をもっておられます。</p>

このレポート中にある手法を使えば、インターネット上で、アルコール検知器の「供給状況」がある程度わかると思います。  
なお、8月初旬時点で、私がアルコール検知メーカー数十社や流通ページ(アマゾン、楽天、アリババ等)を確認してみたところ、「在庫まったくなし」と明確に公表しているアルコール検知器メーカーよりも、「在庫あります」、「入荷しました」「間に合わせました」「XX台無料で配布します」等の表示が多く散見されます。

例: アマゾン「アルコール検知器 在庫」で検索

[https://www.amazon.co.jp/s?k=%E3%82%A2%E3%83%AB%E3%82%B3%E3%83%BC%E3%83%AB%E6%A4%9C%E7%9F%A5%E5%99%A8+%E5%9C%A8%E5%BA%AB&mk\\_ja\\_JP=%E3%82%AB%E3%82%BF%E3%82%AB%E3%83%E5%99%A8+%E5%9C%A8%E5%BA%AB.2&caps=2C193&ref=nb\\_sb\\_noss](https://www.amazon.co.jp/s?k=%E3%82%A2%E3%83%AB%E3%82%B3%E3%83%BC%E3%83%AB%E6%A4%9C%E7%9F%A5%E5%99%A8+%E5%9C%A8%E5%BA%AB&mk_ja_JP=%E3%82%AB%E3%82%BF%E3%82%AB%E3%83%E5%99%A8+%E5%9C%A8%E5%BA%AB.2&caps=2C193&ref=nb_sb_noss)

例: 楽天「アルコール検知器 在庫」で検索

<https://search.rakuten.co.jp/search/mall/%E3%82%A2%E3%83%AB%E3%82%B3%E3%83%BC%E3%83%AB%E6%A4%9C>

また、当職の近所の家電量販店には、アルコール検知器が、在庫がある状態で絶賛販売中でした。実際購入し、手元にあります。これは事実です。

[E7%9F%A5%E5%99%A8%E3%80%80%E5%9C%A8%E5%BA%AB/](https://www.google.com/search?q=%E3%80%80%E5%9C%A8%E5%BA%AB/)

グーグル「アルコールチェッカー在庫」

[https://www.google.com/search?q=%E3%82%A2%E3%83%AB%E3%82%B3%E3%83%BC%E3%83%AB%E3%83%81%E3%82%A7%E3%83%83%E3%82%AB%E3%83%BC+%E5%9C%A8%E5%BA%AB&rlz=1C1GCEU\\_jaJP989JP989&oq=%E3%82%A2%E3%83%AB%E3%82%B3%E3%83%BC%E3%83%AB%E3%83%81%E3%82%A7%E3%83%83%E3%82%AB%E3%83%BC%E3%80%80%E5%9C%A8%E5%BA%AB&aqs=chrome..69i570i512i208i5300i53012.382707&sourceid=chrome&ie=UTF-8](https://www.google.com/search?q=%E3%82%A2%E3%83%AB%E3%82%B3%E3%83%BC%E3%83%AB%E3%83%81%E3%82%A7%E3%83%83%E3%82%AB%E3%83%BC+%E5%9C%A8%E5%BA%AB&rlz=1C1GCEU_jaJP989JP989&oq=%E3%82%A2%E3%83%AB%E3%82%B3%E3%83%BC%E3%83%AB%E3%83%81%E3%82%A7%E3%83%83%E3%82%AB%E3%83%BC%E3%80%80%E5%9C%A8%E5%BA%AB&aqs=chrome..69i570i512i208i5300i53012.382707&sourceid=chrome&ie=UTF-8)

警察庁におかれましては、インターネット上の机上調査や、家電量販店へのヒアリング等、網羅的かつ総合的に、市場の実態調査をすべきです。

#### 意見4) 各自治体の「アルコール検知器 調達・入札」の結果

警察庁におかれましては、今般化にともない日本のあらゆる自治体で行われている「アルコール検知器 調達・入札と応札の結果」を調査することで、「供給状況」がわかると考えます。

本当にアルコール検知器が入手できないのであれば、不調に終わっているはずですが。入札完了が不調より多ければ、アルコール検知器は納されている(されることが入札で確約されている)ことになります。

このように、一部報道にある「アルコール検知器が手に入らない」は、事実とは言えない事象が見られます。

そもそも、千葉県八街市のような事故を二度と起こさないために、歴史的な改正に踏み切ったにもかかわらずアルコール検知器の使用開始が、あいまいな情報で延期になったり、再開したりすることに、強烈な違和感があります。

加えて、本気で入手しようと思えば出来るのにも関わらず、です。

パブリックコメント終了時点で、市場では在庫があふれかえるような状況になっていないか(いないかもしれないですし、一瞬で状況が変わる可能性はありますが)、調査範囲と手法について再考された方が良いと考えます。

#### 意見5) 市場で入手できるアルコール検知器の精度および性能について

前述のように、パブリックコメント公表後、アルコール検知器の入手は可能でした。実施、国内および、海外(中国)から、複数個購入することができたのです。

もしかしたら、今般パブリックコメントにおいて、一部、「通販のものは良くない」「中国製のものはダメ」等、事実に基づかない言説が出てくる可能性があります。

これらは、事実に基づかない場合、風評の類いを引き起こすので、これらを再開の基準にする際には気をつけたほうが良いと考えます。

しかしながら当職にて実施してみたところ、確かに、一部機種は、企業が使うには厳しい性能でした。国民生活センターが実施したやり方と同様の手法です。

開始時期の延期から再開の判断にあたっては、是非、多面的な調査に基づいて事実を収集し、ジャッジしていただきたく思います。

<p>178</p>	<p>安全運転管理者に対する、アルコールチェック義務化についてです。  私は、一人暮らしの障害者宅へヘルパーを派遣する事業所に勤めています。  自分が車を使ってヘルパー活動をするもありますが、ヘルパー派遣の主力は登録ヘルパーという有償ボランティアによるものです。  月間300名ほどの登録ヘルパーが県内で毎日活動しています。  24時間365日ヘルパー派遣をしているので当然夜中も早朝も活動があります。  そこに併せてビデオ通話でのアルコールチェックは体を休める暇もなく大変苦労しております。  警視庁のチラシで、直行直帰も必要とのことでしたので実施必要なのかと思いますが、通勤ではないのかな?とも思いつながりながら実施を考えています。  福祉の仕事は身体介助がありますからアルコールが残った状態で介助にはいることはありません。  ただでさえ人手不足のところ、圧迫しており、大変苦しいです。  ご検討のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>179</p>	<p>以下の通り要望意見を提出させていただきますので、お取り計らいのほどよろしくお願いいたします。  (意見)  貴庁の「令和3年における交通事故の発生状況等について」によりますと、飲酒運転による死亡事故件数は年々減少傾向にあるものの、飲酒運転事故とそれ以外の死亡事故率を比較すると、約9倍もの差があります。  また、昨年6月には、千葉県八街市で小学生が死傷する悲惨な事故が発生しました。  こうした状況をふまえ、本年4月1日から運転者の酒気帯び有無の目視での確認および1年間の記録保持が行われており、飲酒運転撲滅に向けた取り組みが進んでいる点は評価しております。  一方、10月1日施行予定としていたアルコールチェックについては、アルコール検知器の供給不足という事情はあるものの、「当分の間」の延期となる場合、白ナンバートラック事業者の飲酒運転撲滅に対する意識の低下が懸念されるどころです。  については、運転者の酒気帯び有無の目視での確認と記録の保存について事業者への周知徹底を図ることはもちろん、貨物自動車運送事業における監査のような、事業者への牽制となる取り組みについて検討をお願いいたします。  以上</p>
<p>180</p>	<p>【アルコール検知器使用義務化の延期について】というがあり賛成です。助かりました、というのが正直な感想です。  弊社は、安全運転管理者選任事業所ではありますが、富山県トラック協会に所属しており、運行管理者を選任している事業所でもあります。  以前より、青ナンバー車を運転するドライバー(現在のところ男性のみです)にはアルコール検知器を用いたアルコールチェックを実施しています。  今回の内閣府令を契機にいくつかの課題や疑問点などが浮かびましたので、意見陳述いたします。  ②現在使用しているアルコール検知器は、ストローを検知口に差し込み、3秒間息を吹くタイプのものです。  女性(集金業務等で社用車を使う場合)にとって、いくら息を吹く(出す)タイプのものとはいえ、男性と同じものを使用するのは抵抗感があると言われていました。  したがって、少なくとも女性用にも用意しなければならないという課題がありました。男性用も含め複数台購入しなければならないと考えており、また、希望する機器が十分な供給体制にあるのか不安を募らせていました。  このような状況下において、当分の間延期という案には感謝申し上げます。  ③「警察庁(あるいは国家公安委員会)による推奨機器」という表現は難しいかもしれませんが、信頼性のある、高品質な利便性の高い機器を、機能別・価格別に「売れ筋ベスト5(10)」として紹介していただきたいという希望があります。  全国各地域に安全運転管理者部会があると思います(弊社は、黒部市安全運転管理者部会に所属しております)が、この部会を通じて、事実の発表(「現在の売れ筋ベストファイブ(テン)」)という形で紹介することをご検討いただければ幸いです。  「今回の「延期」という題からは外れるのですが、蛇足として陳述させてください。私の勉強・理解不足だと思いますが、内閣府令における「運転者」の定義をご教示いただけると幸いです。  「目視等による確認」の対象となる社員をより明確にしたいという思いからです。</p>

	<p>「運転しようとする運転者」には、(ア)自家用車で通勤しているが、勤務中は社用車を使用しない社員、(イ)車通勤の使用者(事業者)や役員、も当然含まれるのか、あるいは任意としてよいのか、について警察本部交通企画課または安全運転管理者部会などを通じてご指導いただけると幸いです。</p>
181	<p>アルコール検知器について  村外への公共交通としてバスが一日に4便ほど基幹道路のみ往復し、またタクシーの無い本村において、当法人は自家用車を使用した住民によるボランティア過疎地運送を運営しているものです。</p> <p>新聞報道で半導体不足による検知器の不足を知り、村外の量販店3軒とも品切れを確認し、カタログによりいくつかの検知器の機能を知りました。</p> <p>当法人の所有する車両は1台で、他9台は1年~3年の借用契約での運用であり事業所に常にあるのは3台だけです。</p> <p>運転者1人に検知器1台を持ってもらうしか方法が無いかと考えています。登録している運転者は15名ほどいます。</p> <p>カタログによれば検知器のほとんどが寿命1年または1000回の使用限度であり、価格が最低でも3000円で、経費の負担を大きく感じました。</p> <p>役場ですでに使用している共有の一台を見せてもらいましたが、呼気の部分をアルコール消毒しては測定できないわけで、事業所に据え置く検知器のコロナ対策はどうしたらいいのだろうと感じました。</p> <p>これから新しい規定に沿った、例えば記録がレシートのように出て記録事務の負担増大にならないような新製品が出てこないものかと思ったりしています。</p> <p>検知器は市販されているものであればどれでもいいのか、それとも公安委員会が認可したものに限るのか、いくつかの機種を提示してもらえるのか、そのチェック作業手順も含め、まだ疑問や不安を抱えています。</p>